

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月27日一部改定。)
 「Ⅲ.具体的施策」の実施状況(令和7年度)

参考資料

施策No.	施策名	施策の概要	目標及び達成の期間	目標の達成状況	達成状況を踏まえた施策の見直し方針	関連URL	担当府省庁
(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする							
①孤独・孤立の実態把握							
1	孤独・孤立の実態把握	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独に関する事項、孤立に関する事項、その他関連事項及び属性事項の調査を行っている	令和7年度は、引き続き孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、データの蓄積を図るとともに、各府省庁における関連統計調査等の整理やノウハウの提供等を通じて、我が国における孤独・孤立の実態を的確に把握する。また、特定のテーマに特化した全国調査内容とするなど、孤独・孤立の実態の多角的な把握に向けた検討に着手する。こうした孤独・孤立の実態把握を通じて、「孤独・孤立対策重点計画」の各施策のより一層の推進に資することを旨とする。	令和7年度において、令和3年、令和4年、令和5年及び令和6年度に引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施。調査結果について、令和8年4月に公表することとしている。また、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、「第5回孤独・孤立対策の在り方に関する有識者会議」(令和8年1月16日開催)において、これまでの調査結果の振り返りを実施した。	令和7年度までの調査により、16歳以上の調査結果が蓄積されたことなどを踏まえ、令和8年度においては、こどもを対象に実態把握調査を行うこととしており、調査の実施に当たっては、我が国におけるこどもの孤独・孤立の実態をより的確に把握するため、調査方法の検討・改善等を継続的に行う。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/i/zenkokuchousa.html	内閣府
2	こども・若者の行動・意識に関する実態の把握	我が国のこども・若者の置かれている状況を適切に把握し、こども・若者の視点に立ったデータの充実・整備等を図ることを目的として調査を行っている。	孤独・孤立は昨今深刻化・顕在化してきているこども・若者が抱える課題の一つであるという認識の下、こども・若者の置かれている状況・課題を的確に把握するため、「こども・若者総合調査(仮称)」(「こども・若者の意識と生活に関する調査」の後継調査として、令和7年度を予定。)を3年ごとと目途に継続実施し、調査分析報告書を取りまとめ、公表し、調査結果を踏まえた取組の改善・充実に資することを旨とする。	満10歳から満39歳の男女2万人を対象とした「こども・若者総合調査」を令和7年度に実施し、孤独感や困難に直面した経験等を調査した。その調査結果を取りまとめた調査分析報告書を令和8年4月に公表した。	こどもや若者の置かれている状況を適切に把握するため、「こども・若者総合調査」を3年ごとを目途に継続実施することとしつつ、令和8年に若者10万人を対象とした大規模な実態調査(意識調査)を実施した上で、その結果を報告書として取りまとめ、公表する。	https://www.cfa.go.jp/resources/research/kowaka/results	こども家庭庁
3	在留外国人に対する基礎調査	在留外国人を対象としたアンケート調査である「在留外国人に対する基礎調査」の調査項目に孤独・孤立の実態把握を目的とした項目を盛り込み、定期的に調査を実施している。	令和7年度においても、在留外国人の孤独・孤立の実態を的確に把握し、短期的・中長期的な共生施策の企画・立案・実施に適切に反映させ、取組の改善・充実に資することを旨とする。	令和7年度においても、調査項目に孤独・孤立の実態把握を目的とした項目を盛り込んだ上で「在留外国人に対する基礎調査」を実施した。	引き続き「在留外国人に対する基礎調査」を実施し、在留外国人の孤独・孤立の実態を把握する。	https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00017.html	法務省
4	出入国在留管理行政に係る関係者ヒアリング	地方公共団体、企業、外国人支援団体等の幅広い関係者から意見等を聴取する「関係者ヒアリング」において、在留外国人の孤独・孤立の状況を含む幅広い事項を聴取している。	令和7年度以降の共生施策の企画・立案・実施に在留外国人の孤独・孤立の視点を入れるため、在留外国人の孤独・孤立の実態を把握することを旨とする。	「関係者ヒアリング」を実施し、地方公共団体、外国人支援団体等から在留外国人の孤独・孤立の状況を含む幅広い事項を聴取した。	引き続き「関係者ヒアリング」を実施し、在留外国人の孤独・孤立の実態把握を目指す。	https://www.moj.go.jp/isa/policies/conference/other_hearing.html	法務省

5	社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築	様々な社会構造の変化を踏まえ、社会的孤立・孤独のメカニズムの解明、孤立・孤独のリスク評価手法(指標など)及び社会的孤立・孤独の予防施策開発と、そのPoC(概念実証)までを一体的に推進する研究開発プログラム。	「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」では、総合知による人文・社会科学の知見も活用した研究開発を通じ、人・組織・コミュニティ間の多様な社会的つながり・ネットワークを構築し、社会的孤立・孤独を生まない社会の実現に寄与することを目標とする。	「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」では、通常の公募(3回)に加え、追加で4回目の公募をR6年度に実施し、3件の課題を採択した。人・組織・コミュニティ間の多様な社会的つながり・ネットワークを構築し、社会的孤立・孤独を生まない社会の実現に向けて研究開発を着実に推進した。	「社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築」では、総合知による人文・社会科学の知見も活用し、①社会的孤立・孤独のメカニズム分析、②人や集団が孤立・孤独に陥るリスクの可視化や評価手法(指標等)、③孤立・孤独を予防する社会的仕組みの創出に向けた研究開発を推進している。開発した予防施策を概念的なものに留めず実装につなげるために、国内の特定地域や、学校、職場、コミュニティなどを対象として、社会的孤立・孤独の予防施策の効果検証を含めた概念実証まで行うとともに、研究知と現場知の相互作用の促進、ICTや芸術分野など異分野との融合的な取組を積極的に推進する。	SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム (社会的孤立・孤独の予防と多様な社会的ネットワークの構築)について https://www.ist.go.jp/ri-stex/funding/solve-koritsu/index.html	文部科学省
②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信							
6	ホームページやSNS等を活用した孤独・孤立対策に関する効果的な情報発信	孤独・孤立の問題を抱える当事者や家族等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつ、当事者等が必要とする情報が必要なタイミングでタイムリーに届けられるよう、継続的にポータルサイト・SNSによる一元的な情報発信を行う。	令和7年度も、引き続きデジタル庁との調整及び地方自治体への働き掛けを実施することを通じて、孤独・孤立対策のウェブサイトと地方自治体ホームページとの連携による切れ目ない相談と支援のつながりを実現することを目指す。また、ソーシャルメディアや新聞等の各種媒体を効果的に活用し、よりきめ細やかな情報発信について検討を重ね、孤独・孤立対策に関する各種施策や支援情報に関する周知・広報を継続的に実施することにより、悩みや困りごとを抱えている方に必要な支援情報が届く環境を実現する。	令和7年度においても、引き続き孤独・孤立の問題を抱える当事者等へ孤独・孤立に関する支援の情報を網羅的かつ、当事者等が必要とする情報が必要なタイミングでタイムリーに届けられるよう、支援情報の更新や追加等も行いながら、継続的にポータルサイトの情報更新・SNSによる一元的な情報発信を行った。地方自治体向けにホームページの連携促進についての通知も発出した。	令和8年度も引き続き、孤独・孤立の問題を抱える当事者等への情報発信を行うことに加えて、利用者にとってより利便性の高い情報発信を行うべく、広報・周知啓発に関する有識者とも議論を行いながら、当事者に配慮した寄り添い型の情報提供などの充実を図る。	https://www.notalone-cao.go.jp/	内閣府
7	統一的な相談窓口体制の推進	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの協力を得て関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口(孤独・孤立相談ダイヤル#9999)を試行実施している。統一的な相談窓口体制の構築や悩みや困りごとを抱える相談者が必要な支援につなぐ仕組みの構築に向けた取組を推進する。	これまでの統一的な相談窓口体制(孤独・孤立相談ダイヤル#9999)の試行結果を踏まえ、令和7年度は、SNSと電話相談の併用・連携、地域の支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応のより一層の充実など新たな課題にも取り組みつつ、持続可能な仕組みの開発を目指す。これにより、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みを構築し、孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指す。	令和7年度において、既存の相談窓口が閉まる5月の連休期間と年末年始の期間において、計2回の孤独・孤立相談を実施し、SNSと電話相談の併用・連携、地域の支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応の実施、傾聴に配慮した寄り添い方の相談対応など新たな課題にも取り組みつつ、持続可能な仕組みの開発に努めた。	令和8年度も、孤独・孤立相談を実施することとしており、これまでの結果の分析を踏まえ、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、具体的な実施方針の検討を行う。こうしたこれまでの結果の分析や官民連携プラットフォームにおける検討等を踏まえ、孤独・孤立相談のより一層の充実と、急速な社会の変化に対応した傾聴に配慮した寄り添い型の相談対応の充実を図る。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/soudanshien.html	内閣府
8	支援情報検索サイトの運用、自殺対策に係る広報の制作・実施業務	「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」では、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して、集中的に啓発活動等を実施している。また、厚生労働省では、「支援情報検索サイト」及び「まもろうよこころ」により、相談窓口等の情報提供を行っている。	自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の3人に2人以上が聞いたことがあるようにする。相談窓口情報等のタイムリーな発信として、支援情報検索サイトのアクセス数を令和8年度までに年間30万回以上とすることを目標に運用・周知を実施する。相談窓口や広報の取組について紹介している厚生労働省特設サイト「まもろうよこころ」のアクセス数を年間30万回以上とすることを目標に、国民の理解促進や自殺についての誤った認識や偏見を払拭するための広報を目指す。これらの取組により、孤独・孤立の問題を抱えた人も含めて自殺の防止につなげる。	令和7年9月10日～16日の「自殺予防週間」及び令和8年3月の「自殺対策強化月間」において、相談窓口等を見やすくまとめた厚生労働省Webサイト「まもろうよこころ」をポスター、SNS、政府広報等を活用し広く周知した。 ・支援情報検索サイトPV数:274,285(令和7年4月～令和8年3月) ・まもろうよこころPV数:5,392,871(令和7年4月～令和8年3月)	引き続き、「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して、集中的な啓発活動等を実施し、令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の実績を踏まえ、令和8年度以降は、支援情報検索サイトのPV数を年間30万回以上、「まもろうよこころ」のPV数を年間30万回以上とすることを目標とする。	支援情報検索サイト https://shienjoho.go.jp/ まもろうよこころ https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/	厚生労働省

9	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	保護司、更生保護女性会員、BBS会員の民間ボランティアが取り組む刑務所出所者等の改善更生を支援する活動を推進する。	令和7年度は、 ・保護司活動に対する認知度の向上や地方公共団体との連携の強化により、保護司適任者や保護司の活動場所を確保する。 ・保護司活動のデジタル化により活動の充実強化及び保護司の負担軽減を図る。 ・更生保護女性会やBBS会の活動の充実強化及び担い手の確保を図る。 これらの取組により、保護司、更生保護女性会及びBBS会が行う孤独・孤立対策に資する活動を推進する。	保護司の適任者確保や活動環境の改善、保護司の安全確保等を内容とする「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」を第219回国会に提出し、令和7年12月に公布された。 保護司、更生保護女性会及びBBS会の更生保護ボランティアの活動について、ホームページ等において周知するなどし、担い手確保を図った。	「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」の施行を踏まえ、保護司制度の充実を図っていく。 また、令和6年、オランダで開催された第2回世界保護司会議において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認された。この宣言を踏まえ、更生保護ボランティアの認知度の向上を図るため、その活動意義等について、引き続き国内外における広報啓発に努めていく。	法務省	
10	在留外国人に対する情報提供等	出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報を掲載して情報提供を行う。また、外国人支援者を通じた情報提供を推進する。	令和7年度は、引き続き、「外国人生活支援ポータルサイト」の周知を図るとともに、外国人を支援する団体等とのネットワークの構築を図り、在留外国人一人一人に情報が届くような仕組みの構築に取り組む。これにより、在留外国人の孤独・孤立の予防を推進する。	外国人生活支援ポータルサイトの周知を行うとともに、同サイトを通じた情報提供を行った。 また、外国人を支援する団体等と新たにネットワークを構築し、在留外国人一人一人に情報が届くような仕組みを拡充した。	引き続き、外国人生活支援ポータルサイトに多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報を掲載して情報提供を行うほか、SNSやメール配信サービス等を活用して同サイトの周知を図る。 また、外国人を支援している団体等を把握し、ネットワークを構築するなどして連携を図り、在留外国人に対して情報提供を行っていく。	外国人生活支援ポータルサイト (https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html)	法務省
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備							
11	声を上げやすい・声をかけやすい環境整備	「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施する。	令和7年度も引き続き、5月の「孤独・孤立対策強化月間」特設サイトの設置、全都道府県でのポスター掲示等による周知や、強化月間中における自治体やNPO等の取組の実施・登録により一層充実させることなどを通じ、孤独・孤立に至っても当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなることともに、広く支援制度が知られている社会の実現を目指す。	令和7年度の「孤独・孤立対策強化月間」では、広報ポスター等を用いた周知活動をはじめとした取組を全国の地方公共団体や関係団体と連携して展開した。また、強化月間特設サイトを設けたことに加え、特設したオンライン空間において、孤独・孤立の問題に関する情報や関係団体の取組を集約して発信するとともに、啓発のための各種イベントや、相談窓口の設置を行った。また、特色ある支援団体の好事例を横展開するための広報用動画の作成・展開を図った。	令和8年度は、令和7年度の強化月間の実施状況等の振り返りを踏まえ、特設サイトの設置、全都道府県でのポスター掲示等による周知や、強化月間中における自治体やNPO等の取組の実施・登録のより一層の充実などを通じ、孤独・孤立に至っても当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなる社会の実現を目指す。今後、強化月間においては、複数団体によるシナジーを高める取組、省庁連携の強化、当事者の立場に立った情報提供の充実に向け、創意工夫を図っていく。	https://www.notalone-cao.go.jp/main-monthly/	内閣府
12	「つながりサポーター」の養成に向けた取組	孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題についての知識を身に付け、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする、「つながりサポーター」の養成に必要な取組を進める。	令和6年度以降の本格実施において、一般の方を対象に更なる普及を図ることに加えて、こども向けの養成テキスト等の検討を進め、将来的に、自治体や民間企業、学校現場など各団体が主体となつて全国的に養成講座が展開されることを通じ、十分な数の「つながりサポーター」が養成され、孤独・孤立に至っても、当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすくなる社会の実現を目指す。	令和7年度については、小学校高学年および中学生を対象として、こども向けの養成テキストに係る検討会を開催し、学校での試行実施を行った。 また、自治体や民間企業、学校現場など、50以上のさまざまな団体において、つながりサポーター養成講座の実施を行った。さらに、つながりサポーターの養成・普及に資する広報動画の充実を図った。	令和8年度においては、一般の方を対象に更なる普及を図るため、全国的に様々な団体における実施、こども向けの養成テキスト等を活用した取組を推進する。あわせて、当事者や周りの方が支援を求める声を上げやすい社会の実現に向けて、引き続き孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとも連携しながら、つながりサポーター受講後の行動変容、ひいては共生社会の実現に向けた議論も行う。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/i/tsunagarisupporters/index.html	内閣府
13	児童生徒の自殺予防	児童生徒の自殺者数が増加傾向にあることを踏まえ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の充実、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等の教育相談体制の強化等に取り組んでいる。	令和7年度は、令和6年度委託事業で作成した教材や指導資料等の普及を通じて自殺予防教育の更なる促進に努める。また、引き続き、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等の教育相談体制の強化等に取り組む。	令和7年度予算において、令和6年度委託事業の成果の普及等を通じて自殺予防教育の促進に取り組んだほか、長期休業明けに、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見、教育相談体制の強化を実施。さらに、学校や教育委員会、専門家、関係機関との連携、協力し、児童生徒への心のケアも含む危機管理体制を速やかに構築するよう、各教育委員会等に周知を実施。	令和8年度は、令和6年度及び7年度委託事業の成果を踏まえて、自殺予防教育の更なる促進に努める。また、引き続き、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等の教育相談体制の強化等に取り組む。	文部科学省	

14	子どもの自殺対策の推進【こども家庭庁】	「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、こどもの自殺の要因分析やこどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動に取り組んでいる。	令和7年度は、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、こどもの自殺対策の推進に向けた要因分析及び広報啓発活動を実施し、こどもの自殺対策の強化を図り、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現を目指す。	要因分析については、令和6年度までの調査研究の成果を踏まえ、相談窓口やオンライン掲示板のテキストデータの分析を実施した。 広報啓発については、高校生向けのワークショップや大人向けの講演会等の対象者に応じた活動を実施した。	引き続き、こどもの自殺の要因分析やこどもの自殺対策の推進に向けた広報啓発活動に取り組む。 また、令和7年6月に成立した自殺対策基本法の一部を改正する法律を踏まえ、関係機関が連携した早期支援の体制整備等に取り組む。	https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisat/sutaisaku/	こども家庭庁
15	人権相談(こどもの人権SOSモニター、外国人の人権問題対策)	全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方方法務局における常設相談所のほか、手紙、専用電話、インターネット、チャットにより人権相談を受け付けている。	令和7年度は、人権相談窓口の周知広報活動を行い、人権相談窓口の認知度を継続的に向上させる。 これにより、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する。	ポスターやリーフレット、インターネット広告等による相談窓口の周知広報活動を行い、人権相談窓口の認知度を継続的に向上させるよう努めた。 令和7年度における人権相談窓口の認知度は30.7%であった。	引き続き、全国の法務局・地方方法務局において、対面、手紙、専用電話、インターネット、チャットにより人権相談を受け付ける。 また、人権相談窓口の周知広報活動を行い、人権相談窓口の認知度を継続的に向上させることで、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する。	https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html	法務省
16	人権啓発活動の充実	国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るために多様な人権啓発活動を実施。	令和7年度は、国民の幅広い層に対して、参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施し、人権に関心をもってもらうことを目指す。 長期的には、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 これにより、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい環境整備を推進する。	令和7年度には、人権シンポジウムなどの参加型や、インターネット広告などの発信型等、多様な人権啓発活動を実施した。 それにより、国民の幅広い層に、人権に関心をもってもらうことができたほか、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図ることができた。	引き続き、現在の目標及び達成の期間を維持する。		法務省
17	生活困窮者等に対する電話相談等の実施	地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。このため、社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、電話による相談支援等を実施している。	令和7年度は、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、電話相談支援等を引き続き実施することにより、社会的包容力の構築を目指す。	令和7年度も、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が抱える悩みが複雑化・多様化している現状に対応するため、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行うほか、多様なデバイス等を活用した相談支援の検討を進める。	引き続き、生活困窮者など社会的なつながりが希薄な方々が様々な悩みを相談できるよう、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行うほか、多様なデバイス等を活用した相談支援の検討を進める。	https://www.since2011.net/yorisoi/	厚生労働省
18	保護観察対象者等の特性に応じた指導及び支援の充実強化	保護観察所において、保護観察対象者のうち、薬物依存を有する者、性犯罪をした者等に対し、薬物再乱用防止プログラム、性犯罪再犯防止プログラム等を着実に実施し、さらに、医療・福祉機関、民間支援団体による治療・支援につながるよう働き掛けを強化する。	出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指すほか、医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援を受けた保護観察対象者等の割合を増加させることを目標に、令和7年度は、保護観察対象者等の孤独・孤立の予防・解消に資するよう、保護観察対象者等に対する指導の充実を図るとともに、医療・福祉機関、民間支援団体等との連携を推進する。	保護観察所において実施するプログラムの中で、治療・支援を行う医療・福祉機関、民間支援団体等を紹介する単元を通じて指導を行い、必要な者を治療・支援に着実につなげたほか、関係機関等との連絡会議を実施するなどして、連携体制の強化を図った。	引き続き、薬物再乱用防止プログラム、性犯罪再犯防止プログラム等を着実に実施するとともに、医療・福祉機関、民間支援団体との連携を推進する。		法務省

19	医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った医療観察対象者に対し、保護観察所の社会復帰調整官が関係機関と連携して地域社会における処遇の充実を図り、その社会復帰を促進する。	令和7年度は、医療観察対象者の地域における孤独・孤立の予防に資するよう、地域社会における処遇に携わる関係機関に対する本制度の普及・啓発やケア会議等を通じた連携を一層推進する。これにより、社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合を増加させる。	医療観察対象者の地域における孤独・孤立の予防に資するよう、保護観察所において、過去に対象者の受入れ又は援助への協力実績のない障害福祉サービス事業者に対して、513回(令和7年度)医療観察制度の説明等を行い、本制度の普及・啓発を行ったほか、ケア会議を3,050回(令和7年)行い、地域社会における処遇に携わる関係機関との連携を推進した。これにより、社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合(精神保健観察事件終結件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の割合)は92.8%(令和7年)となった。	引き続き、保護観察所の社会復帰調整官が関係機関と連携して地域社会における処遇の充実を図り、医療観察対象者の社会復帰を促進する。	https://www.moi.go.jp/hogo/soumu/hogo_ho11.html	法務省
20	困難を抱える在外邦人に対するきめ細やかな支援の充実	海外で困難を抱える邦人の様々な相談に応じて問題解決を図り、状況に応じた邦人保護や支援を行っている。	令和7年度は、在外公館の領事担当者研修の更なる充実化を図り、孤独・孤立問題についての知識を更に深めて、きめ細やかな邦人援護につなげる。在外公館において孤独・孤立対策に関する啓蒙活動を推進し、在外邦人の間でも同問題の認知度を高めていくことで孤独・孤立の「予防」に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館の領事担当業務の研修に孤独・孤立対策に関する内容を織り込み、孤独・孤立問題に関する知識を深化させ、同問題の認知度を高めることが出来た。 e-ラーニング受講者人数は398名(令和8年3月31日現在)であり、在外公館数223(政府代表部を除く実館)のうち、多数の領事担当者が受講した。 在外邦人でDVIによる深刻な問題を抱える方に対し、海外からも支援法人に繋がることを案内したカード型(QRコード・URL記載)の案内資料を配布するなど、法人の側面支援活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、多くの在外公館では領事担当者の交代が行われるため、継続して研修等により同問題の知識を深化させ、認知度を高めて在外邦人の孤独・孤立「予防」に取り組む。 令和8年度に向けて、e-ラーニングのコンテンツ更新を進めており、領事担当の受講については継続して推進していく。 長期目標としている在外邦人の孤独・孤立の実態調査から得られた結果を踏まえた邦人援護の更なる改善については、令和8年度も委託するNPO法人を中心に広く周知する活動に取り組んでいく。 外務省ホームページに掲載する支援団体が増えたことで専用ポスターを更新し、企業、団体や学生セミナーの資料に活用するなど広く周知を図っていく。 		外務省
21	個別労働紛争対策の推進	全国に設置している「総合労働相談コーナー」において、性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談対応を実施している。	令和7年度は、引き続き、「総合労働相談コーナー」において性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談できる旨を、厚生労働省ホームページやパンフレットに記載して周知を図り、認知を広めることを目指す。長期的には、引き続き、性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題に関して寄せられる相談に適切に対応することを通じて、労働問題を契機とした孤独・孤立の予防・解消を図ることを目指す。	「総合労働相談コーナー」において性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談できる旨を、厚生労働省ホームページやパンフレットに記載して周知を図り、認知を広めることともに、相談対応を行った。	引き続き、「総合労働相談コーナー」において性的指向・性自認に関連する労働問題を含むあらゆる労働問題について相談できる旨を周知し、認知を広めることに取り組む。	https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	厚生労働省

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

22	障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての発信	障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業について一覽的に情報発信し参加を促進する。	本施策は、障害者団体等が行う啓発事業に、国民が参加することを促し、障害特性に関する理解を深めることを目標とする。障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を、広く国民に周知することで、社会における障害のある人に対する偏見や差別を解消し、ひいては障害のある人の孤独・孤立の状態の予防、解消及び適切な支援等につなげる。	障害者政策委員会委員が所属する団体に対して、啓発事業の情報提供の依頼を行い、一覽的に発信する準備を行った。	障害者団体等と連携し、一覽的に情報発信を行うことで、国民が参加することを促し、障害特性に関する理解を深めることを目指していく。		内閣府
----	--------------------------------	--	---	---	---	--	-----

23	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して子育てをしながら経済的に自立をした生活ができるよう、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。また、相談支援体制を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を実施し、ひとり親家庭の自立の促進に対する支援や、子育て・生活環境の整備を行う。	令和7年度は、ひとり親家庭に対する各支援策の充実を図る。これにより、家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況で孤独・孤立を感じやすいひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが心身ともに健やかに成長できるような環境の整備を促進する。長期的には、支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を行い、就業を基本とした経済的な自立につなげる。	これから事業の活用を検討する自治体の参考となるよう、事例集を作成し、自治体に周知を行った。また、自治体に対して事業の更なる活用を促すため、拡充内容を中心に説明会を行った。	引き続き、ひとり親家庭に対する各支援策の充実を図り、家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況で孤独・孤立を感じやすいひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが心身ともに健やかに成長できるような環境の整備を促進する。長期的には、支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を行い、就業を基本とした経済的な自立につなげる。	こども家庭庁
24	児童生徒における重大ないじめ対策の推進	いじめの重大事態件数が過去最多となったことを踏まえ、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、いじめの重大事態の実態把握・分析を踏まえたガイドラインの改訂、いじめの早期発見・支援に向けた自治体へのサポートチームの派遣等を実施している。	令和7年度は、いじめにより、悩みや不安を抱える児童生徒が孤立し、被害が深刻化しないよう、関係機関の連携体制の整備や教育相談体制の充実を図ることを目指す。このため、具体的な目標として、 ・いじめの問題に関して校内研修を実施している学校の割合を毎年度90%以上にする(令和5年度:85.7%)。 ・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合を前回調査時の値(令和5年度:41.1%)よりも増加させる。	いじめの問題に関して校内研修を実施している学校の割合は令和6年度は、86.9%となり、前年度より、1.2ポイント増加した。 ・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校の割合は、令和6年度は、46.4%と前回調査よりも増加している。	いじめの重大事態件数は令和6年度も過去最多となっていることから、1人1台端末等を活用した児童生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応、いじめの重大事態の実態把握・分析を踏まえたガイドラインの改訂内容の周知徹底、いじめの早期発見・支援に向けた自治体へのサポートチームの派遣等を実施していく。	文部科学省 こども家庭庁
25	不登校児童生徒への支援の推進	不登校児童生徒数が過去最多となったことを踏まえ、教育支援センターの機能強化等を通じた多様で適切な教育機会の確保に取り組むとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置等の教育相談体制の整備などを実施している。	様々な課題を抱え、孤独・孤立を感じやすい不登校児童生徒に対して支援を行うため、関係機関の連携体制の整備や教育相談体制の充実を目指す。これにより、小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けた児童生徒数を、次回調査時において、前回調査時(令和5年度:212,114人)より増加することを目指す。	小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の相談機関等で相談・指導等を受けた児童生徒数は、令和6年度において、218,246人となり、前年度より約6千人増加した。また、学校内外と相談機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた児童生徒数は、令和6年度において、120,759人となり、前年度より約1千人増加した。	目標については達成されているほか、小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多ではあるものの、その増加率が低下するなど、状況の変化もみられていることから、引き続き、教育支援センターの機能強化やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を通じて、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策に取り組む。	文部科学省 こども家庭庁
26	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	出産後1年を経過しない母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業等や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行う。	産後ケア事業について、必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保の取組を進めるとともに、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行うことにより、妊産婦等の孤独感や負担感の解消に資する取組の充実を図る。	令和7年度に、「兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算」、「宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算」を創設した。 また、子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から産後ケア事業を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、各都道府県等において「量の見込み」と「提供体制の確保の内容」等を定めた計画を策定した。これにより、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。 さらに、事業費負担や費用補助については、令和7年度から、産後ケア事業の事業費について都道府県負担を導入し、市町村負担の軽減を図るとともに、令和6年度補正予算では、受入れ人数を増やすための増改築に対する施設整備等の補助の拡充を実施した。	引き続き、産後ケア事業の提供体制の確保に向けた取組を進め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供し、妊産婦等の孤立感や負担感の解消に資する取組の充実を図る。	こども家庭庁
27	無戸籍者問題解消事業	日本国民の身分関係を公証する戸籍に記載されない場合、様々な行政サービスを十分に受けられず、孤立してしまうおそれがあることから、法務省及び法務局・地方法務局が中心となって継続的な支援を行い、無戸籍者の解消を目指している。	令和7年度中に、リーフレットなどを作成して関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載する。長期的には、無戸籍者の実情についての理解を深め、迅速な無戸籍者の解消を図る。これにより、戸籍に記載がない方が、そのことにより社会生活を営む上で様々な不利益を被っている状況を改善し、ひいては、社会生活の中で生じる孤独・孤立の予防・解消を推進する。	令和7年度に、リーフレットなどを作成して関係機関に配布するとともに、ホームページに掲載した。 令和8年3月10日現在、把握している無戸籍者数は669名であり、解消された者は累計で4,662名と、無戸籍者の解消は進んでいる。	引き続き無戸籍者の解消に資するよう、リーフレットなどの作成及び配布を継続する。	https://www.moj.go.jp/MINJI/miniji04_00034.html 法務省

28	学生のメンタルヘルスケア支援等	各大学等に対し、相談窓口等の情報や学内相談体制の整備について、周知・啓発を行うとともに、関係機関と協力し、学生のメンタルヘルスケアに関する調査を実施している。	令和7年度は、現在の学生の孤独・孤立等の実態や背景を把握し、対応施策を検討・実施することや、大学等に対して学生相談体制の充実を要請することにより、学生の孤独・孤立の実態に即した取組を進展させることを目標とする。長期的には、学生の孤独・孤立の実態の推移や新たな課題等を把握し、対応施策の実施や、大学等に対する継続的な情報提供を行いつつ、学生相談体制の充実を要請することにより、学生の孤独・孤立の実態等に即した取組を進展させ、学生の望まない孤独・孤立の状況を改善させることを目標とする。	「大学における死亡学生実態調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」により、学生の孤独・孤立等の実態を把握し、大学等の学生支援担当の教職員が集まる会議等において学生のメンタルヘルスケアに関する周知・啓発を行ったほか、学生の相談体制の整備に関する通知を发出する等、学生の孤独・孤立の実態等に即した取組の促進を図った。	引き続き、大学等の学生支援担当の教職員が集まる会議等での学生のメンタルヘルスケアに関する周知・啓発や学生の相談体制の整備に関する通知の发出等、様々な機会を通じて学生の孤独・孤立の実態等に即した取組の促進を図る。		文部科学省
29	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業	フリーランスと発注者等との取引上のトラブルについて、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置・運営を行う。	フリーランスと発注者等との間に取引上のトラブルが生じたときにワンストップで相談できる相談窓口として丁寧な相談対応に取り組むことにより、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境や相談しやすい環境を整備することを通じて、孤独・孤立対策に資することを目指す。相談者に対し、都度利用満足度に係るアンケート調査を実施しているが、令和7年度は、その80%以上から「満足した」との回答を得る。	フリーランスと発注者等との間に生じた取引上のトラブルについての相談について、丁寧な相談対応に取り組んできたところ。令和7年度の利用満足度を計るアンケート調査では、全体の相談者の約73%の相談者から「満足した」との回答を得ている。	利用満足度の向上に向け、引き続き、本窓口において、フリーランスとして働く方に対し丁寧な相談対応に取り組んでいく。	https://freelance110.mhlw.go.jp/	厚生労働省
30	求職者への就職支援の充実	求職者への就職支援として、ハローワークにおける担当者制によるきめ細かな就職支援やトライアル雇用する事業主への助成等を実施している。	令和6年度中に、再就職支援プログラム事業を行う就職支援ナビゲーター1人当たりの本プログラム開始件数を206件以上とし、本プログラム利用者の就職率を84.5%以上とする。マザーズハローワーク事業における、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数を64,049人以上とし、本重点支援対象者の就職率を95.9%以上とする。ハローワークの求職者を対象に、高いストレス状態にある方に対して、メールによるカウンセリングを受けられる体制や、臨床心理士などの専門家による巡回相談の体制を整備することにより、当該求職者等のストレス状態の軽減を図り、早期再就職の促進を図る。トライアル雇用助成金については、常用雇用移行率を71.2%以上とする。	就職支援プログラム事業は、雇用保険受給資格者のうち特に早期の再就職の意欲の高い者及び就職活動のプロセスに複数又は深刻な問題を抱えるものに対して、就職支援ナビゲーターによる個々の状況に応じた計画的で一貫した支援を実施し、令和7年度は就職支援ナビゲーター1人当たりの本プログラム開始件数212件、本プログラム利用者の就職率86.0%を達成した。マザーズハローワーク事業において、子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施するとともに、支援の情報が行き渡るよう、広報動画やSNSの活用等による周知を行った。引き続き、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策(専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談)を実施する。引き続き、トライアル雇用助成金の周知・広報を図り求職者の常用雇用への移行を支援していく。	引き続き、担当者制によるきめ細かな就職支援を実施していく。引き続き、マザーズハローワーク事業において、子育て中の女性等に対するきめ細かな就職支援を実施するとともに、支援の情報が行き渡るよう、広報動画やSNSの活用等による周知を行った。引き続き、失業中などで高いストレス状態にある求職者へのストレス軽減対策(専門家による巡回相談やストレスチェックシートの配布・メール相談)を実施する。引き続き、トライアル雇用助成金の周知・広報を図り求職者の常用雇用への移行を支援していく。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21046.html	厚生労働省
31	障害者相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置促進及び基幹相談支援センターへの専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施する。	基幹相談支援センターの更なる設置促進及び基幹相談支援センターの役割の充実・強化に向けて必要な対応を行う。また、令和8年度末までに、全ての市町村において基幹相談支援センターを設置すること、基幹相談支援センターが相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。これにより、住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の窓口として、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施し、孤独・孤立の問題を含む、障害者等の相談支援を推進する。	基幹相談支援センターの設置促進策として地域生活支援促進事業において「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を実施し、都道府県による管内市町村への整備の促進を後押ししたほか、障害者地域生活支援体制整備事業により全国の都道府県を対象にした「ブロック会議」及び市町村を対象にした「オンライン研修」を実施した。	引き続き、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備促進事業」及び「障害者地域生活支援体制整備事業」を実施し、都道府県・市町村の職員やアドバイザー等を対象に好事例の展開や意見交換の場を設けるなどにより、都道府県による管内市町村への整備を促進していく。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/chikikiseikatsu_shientaisei_seibi.html	厚生労働省

32	障害者差別の解消に向けた相談体制の整備	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を適切な相談窓口にも円滑につなげるための調整・取次を行う「つなぐ窓口」を設置する。	令和7年4月より「つなぐ窓口」を本格実施し、孤独・孤立状態に至りやすい障害のある方等からの相談を適切な窓口につなぐことを通じて、社会における障害者差別を解消し、孤独・孤立の予防・解消を目指す。	令和7年4月より「つなぐ窓口」を本格実施し、孤独・孤立状態に至りやすい障害のある方等からの相談を適切な相談窓口等に取り次いでいる。9月に専用ウェブサイトを開設し、障害特性に関わらず容易に相談できる相談フォームや電話リレーサービス(手話リンク)による相談受付を開始することにより、社会における障害者差別を解消し、孤独・孤立の予防・解消に取り組んでいる。	令和8年度も引き続き「つなぐ窓口」を設置するとともに積極的な利用を周知する。「つなぐ窓口」と各府省庁及び全国の地方公共団体等が連携して相談事案を解決して障害者差別の解消を図るとともに、孤独・孤立の予防・解消を目指す。	つなぐ窓口 https://sabekai-tsunagu.go.jp/	内閣府
33	行政相談における孤独・孤立対策の充実・強化	総務省の行政相談は、国の行政などに関する相談を受け付け、その解決を図るとともに、行政の制度や運営の改善に活かす仕組みである。	孤独・孤立の問題を抱える当事者への広報活動、多様な相談手段の活用強化により、当事者が行政相談を利用することで、困りごとの解決を図る。また、実際の相談対応に当たっては、各種支援策を網羅的に把握した上で、具体的な問題をどのような機関に相談し支援を求めれば良いのかわからない場合や、各府省の相談窓口で解決しなかった場合の相談に対し、必要な情報の提供や関係機関等への橋渡しを行うなど、相談者に寄り添って役に立つ行政相談を行う。令和7年度においては、令和6年度の広報の検証結果を踏まえ、更なる行政相談のアクセス手段の多様化を図ることを目標とする。	若年層や一人暮らし高齢者層を主なターゲットに、令和8年3月の約1か月間様々なインターネットページに行政相談の広告の掲載を行った。この際、遷移先の行政相談のトップページ直下に電話相談、メール相談及び「国・地方チャットボット(Govbot(ガボット))」に繋がるボタンを設置し、相談者のニーズに合わせて行政相談を直感的に利用できる環境を整えた。	令和8年度は、孤独・孤立問題などを抱える方々に行政相談を認知してもらえよう、引き続きデジタル広報に取り組み、行政相談にアクセスしやすい環境の整備を図る。	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouuka/soudan_n/with-kikumimi/	総務省
34	自殺対策の取組の強化	依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する全国的な活動を実施する民間団体における取組の支援等を行う。	地方自治体が地域自殺対策計画に基づき、それぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進することを通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	地域自殺対策強化交付金を交付することにより、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援している。	引き続き、地域自殺対策強化交付金を交付することにより、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援することのない社会の実現を目指す。		厚生労働省
35	国家公務員の心の健康づくり	各府省等が独自に研修等を実施することができない府省等の職員若しくは業務等の都合により参加できなかった職員を対象に、①孤独・孤立により心が不健康な状態となる前の予防、②心が不健康となり長期病休となった場合の円滑な職場復帰の支援と再発防止、③メンタルヘルスの支援と再発防止、④メンタルヘルスに関する研修等を補完的に実施。	孤独・孤立により心が不健康な状態となる前の予防、心が不健康となり長期病休となった場合の円滑な職場復帰の支援と再発防止及び、メンタルヘルスに関する研修等を独自に実施できない府省等に対し、独自に実施できるよう、令和7年度は、研修等の方策を提示するとともに、研修の内容については受講者からのアンケート結果を踏まえ、見直しを図るなどとして、各省の取組を支援する。これにより、国家公務員の心の健康づくりを通じた、孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。	独自に研修等を実施することができない府省等の職員又は業務等の都合により参加できなかった職員を対象に、①孤独・孤立により心が不健康な状態となる前の予防、②心が不健康となり長期病休となった場合の円滑な職場復帰の支援と再発防止、③メンタルヘルスに関する研修を補完的に実施した。	引き続き研修等の方策を提示するとともに、研修の内容については受講者からのアンケート結果を踏まえ、見直し等を行う。		内閣官房
36	防衛省・自衛隊におけるカウンセリング・相談体制の充実	防衛省・自衛隊において、悩みの深刻化の未然防止などを図るため、各駐屯地等に部内相談員や部内カウンセラー及び臨床心理士を配置し、これらの者に対するカウンセリング能力向上教育を行うとともに、民間のカウンセラーの招入いや若年層を主な対象とした、SNSを活用した相談体制を構築する。	令和7年度は、SNSによる相談窓口の設置期間を拡充(4月から翌年3月まで)し、相談者の利便性向上を図るとともに、気軽に相談できる環境づくりを推進するほか、臨床心理士やカウンセラーの養成教育に必要な部外講師を招入することなどにより、カウンセリングに対する心理的な抵抗を低減させることに努める。長期的には、全ての職員が相談したいときやカウンセリングを受けたいときに、部隊等ですぐ相談ができたり、カウンセリングを受けたりすることができる体制の整備を目指す。これらの取組により、防衛省・自衛隊における孤独・孤立の予防等を推進する。	令和7年4月から令和8年3月までの期間において、部外カウンセラーによるLINEを活用した相談窓口を設置し、様々な悩みを抱える隊員からの相談に対応。	引き続き、部外カウンセラーによるLINEを活用した相談窓口を設置し、様々な悩みを抱える隊員からの相談に対応する。		防衛省

37	こころの健康相談室の運営	一般職国家公務員やその家族、職場の上司等を対象として、職員自身、家庭、職場における部下等に関する悩みの相談に専門医等が応じている(面談方式)。	令和5年7月より全ての窓口でオンライン相談を拡充したところであり、令和7年度も引き続き、各地域の心の悩みの相談を希望する職員が相談しやすい環境を整えることにより、孤独感・孤立感を含む職員の心の問題の解決を図り、職員のこころの健康づくりに資することを旨とする。	令和7年度も令和6年度に引き続き、オンラインも活用しながら、こころの健康相談を実施した。(令和7年度の相談件数:303件)	令和8年度も引き続き、職員が心の悩みの相談をしやすい環境をオンラインも活用しながら整える。	https://www.jinji.go.jp/seisaku/soudan/mentilsoudan.html	人事院
38	地方公務員のメンタルヘルス対策に対する支援	一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会(以下「安衛協」という。)において、地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者向けの相談事業を実施しており、総務省では当該事業を含む各種相談窓口の活用について地方公共団体に周知するなど、その取組を支援している。	令和7年度は、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、様々な機会を捉えて各種相談窓口を周知し、積極的な活用を促すことを通じて、メンタルヘルス不調者の予防・早期発見につなげ、地方公務員のメンタルヘルス不調者ができる限り抑制し、職員が孤独・孤立に陥らないよう取り組むことを目標とする。	令和7年度は、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策を推進するため、様々な機会を捉えて各種相談窓口を周知し、積極的な活用を促した。多くの地方公共団体がメンタルヘルス対策に取り組んでいる一方、地方公務員のメンタルヘルス不調による長期病休者が増加している。 【参考】メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局の割合:93.6%(令和6年度)メンタルヘルス不調による休務者数:50,176人(令和6年度)、48,952人(令和5年度)、44,764人(令和4年度)(出典)地方公共団体の勤務条件等に関する調査	安衛協が実施する地方公共団体のメンタルヘルス対策担当者向けの相談事業を含む各種相談窓口の積極的な活用を促すことで、地方公共団体における相談体制の整備が図られるよう、引き続き地方公共団体に要請していく。 また、令和3年度から令和7年度にかけて開催した地方公務員のメンタルヘルス対策に関する研究会での調査研究を踏まえ、令和8年度より、安衛協において実施するメンタルヘルス対策に関する計画策定を検討する地方公共団体へのアドバイザー派遣事業の積極的な活用を促すなど、引き続き地方公務員のメンタルヘルス対策の推進を図る。	https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08/ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/anzhen_koumu_mhr7.html	総務省
39	DV被害者等支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)等に基づき、被害者の保護及び支援、相談体制の整備等の強化を図る。	民間シェルター等と連携して先進的な取組を行う地方公共団体を支援すること等により、地域におけるDV(配偶者からの暴力)被害者への支援体制の更なる充実を図ることを通じて、多様な困難に直面するDV被害者等の孤独・孤立の防止を図る。	内閣府においては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビ(全国共通番号「#8008(はれれば)」)を運用するとともに、24時間体制の電話相談に加え、チャットでも相談可能な「DV相談+(プラス)」を実施している。 また、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)の交付により、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組を推進する都道府県等への支援を行っている。	令和8年度も引き続きDV相談ナビやDV相談+(プラス)の周知など、被害者支援の充実に取り組む。また、民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組を推進する都道府県等への交付金による支援を行うことにより、DV被害者等に対する支援の更なる充実・強化に努める。	①DV相談ナビ https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html ②DV相談+(プラス) https://soudanplus.jp/	内閣府
40	性犯罪・性暴力被害者等支援	性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではないこと等に係る啓発の強化や相談窓口の周知等に取り組むとともに、多様な相談者が利用しやすいよう相談支援の充実を図る。	相談窓口の整備やワンストップ支援センターの支援体制の更なる充実により、性犯罪・性暴力被害者の孤独・孤立の防止を図る。	ワンストップ支援センターについて、支援員の処遇改善、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等が促進されるよう、都道府県等に対して「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付している。 また、ワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」を運用しているほか、最寄りのワンストップ支援センターの運営時間外に対応する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を運営している。さらに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time(キュアタイム)」による相談事業も実施している。	令和8年度も引き続きワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891(はやくワンストップ)」等の周知や、都道府県等への交付金による支援等により、ワンストップ支援センターにおける相談支援の更なる充実を図る。	①ワンストップ支援センター https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html ②Cure time(キュアタイム) https://www.gender.go.jp/link/policy_olink/olink_no_violence80.html	内閣府

41	犯罪被害者等支援の推進	都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を運用するほか、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体と連携した犯罪被害者等支援等の各種施策を推進する。	「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)の計画期間である令和8年3月までの間、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」の運用及び周知、警察における公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確保かつ十分な配置によるカウンセリングの充実及びその周知、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化といった取組を推進することで、犯罪被害者等の孤独・孤立の防止を図る。	・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、警察のウェブサイト、ポスター、政府広報等を通じた広報を行っている。 ・全ての都道府県警察において、部内カウンセラーの配置とカウンセリング料の公費負担制度の運用をしており、適切なカウンセリング体制が構築されている。 ・都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。	「第5次犯罪被害者等基本計画」(令和8年3月17日閣議決定)の計画期間においても、引き続き、犯罪被害者等支援の推進に係る各種施策を推進する。	https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/pdf/r7goannai.pdf https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html https://ihaho.jp/	警察庁
42	インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実	インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を平成21年度から設置・運営している。	令和7年度も引き続き、相談センターホームページ上にチャットボットを設置することで、相談者の心理的、時間的ハードルを取り除き、相談者の利便性向上を図ることで、相談者がより相談しやすい環境の整備を推進する。	令和6年度より相談センターホームページ上でチャットボットを設置することで、相談者の相談に係る心理的・時間的ハードルを取り除き、相談者の利便性向上を図ることで、より相談しやすい環境の整備を推進することに寄与した。	引き続き、チャットボットをはじめとする違法・有害情報相談センターの運営を通じてインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実を図る。	https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html https://ihaho.jp/	総務省
43	外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援	在留外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的な相談支援体制の構築に取り組む地方公共団体を支援。	地方公共団体における継続的な相談体制の確保を促進する。 また、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置・運営事例について取りまとめている「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を活用して、一元的相談窓口の設置を検討する地方公共団体の取組を後押しする。 これにより、地域における外国人の受入れ環境の整備を促進し、多文化共生社会の実現を通じて、地域における外国人の孤独・孤立の予防・解消を推進する。	「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」を改訂し、地方公共団体から収集した情報を反映するなど情報提供の取組を行った。 外国人受入環境整備交付金について、令和7年度は、新たに8の地方公共団体に対して交付決定し、今後新たに申請を行いたいとする地方公共団体からの相談への対応も行っている。	引き続き「一元的相談窓口設置・運営ハンドブック」等により交付金の効果的な活用方法等の周知に努める。 また、一元的相談窓口だけでは情報が届きにくい層にも生活に必要な制度やルールを周知するアウトリーチ型のオリエンテーションの取組を試行的に実施し、その実施状況等を踏まえつつ、地方公共団体からの意見・要望等を整理し、外国人受入環境整備交付金についての見直し等、一元的相談窓口の改善に向けた方策を検討する。	外国人受入環境整備交付金について (https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri02_00039.html)	法務省
44	更生保護に関する地域援助の推進	犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができ、安定した生活を送ることができるよう、保護観察所において、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う。また、犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができるよう、保護観察所と地域における関係機関・団体等との連携体制の整備に取り組む。	犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができ、安定した生活を送ることのできる環境整備を目指し、令和7年度は、保護観察所と地域における関係機関・団体等と連携した地域支援ネットワークの構築を推進する。 これにより、出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指す。	保護観察所と地域における関係機関・団体等と連携した地域支援ネットワークの構築の推進のため、令和7年に保護観察所が地域の関係機関・団体等に対し、事例検討会・研修・広報活動等への協力、個別事案への助言等のほか、連携体制構築のための働き掛け等を実施した件数は2,511件(速報値)であった。 また、地域の関係機関・団体等からの相談を受け付け、必要な援助等を行うため、各保護観察所に設けた犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」の活用や、関係機関と連携した支援に係るリーフレット作成など、周知・広報のための取組を行った。	引き続き、犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けることができるよう、保護観察所と地域における関係機関・団体等との連携体制の整備に取り組む。	https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo0100024.html	法務省

45	在外邦人の孤独・孤立にかかるチャット相談体制の強化支援	国内NPO等が海外の孤独・孤立に悩む在外邦人からの相談に対応できるよう支援する。	在外邦人は、その置かれた状況から孤独・孤立状態に陥りやすいという背景を踏まえ、令和6年度は、NPOに「在外邦人のための孤独・孤立相談窓口業務」を委託し、在外邦人からの相談に適切に対応できる体制を整えた。令和7年度は同相談窓口業務を継続すると共に、これら海外からの相談データを取りまとめて公開することで、多数のNPO等が海外特有の相談へも対応できるよう側面からの支援を行う。	令和6年度より、「在外邦人のための孤独・孤立相談窓口業務」をNPOへ業務委託し、現地対応を要する相談案件には、本省及び在外公館と連携して速やかかつきめ細やかな対応が出来る体制を維持している。 令和7年度の海外からの相談データは、年度末に向けて鋭意取りまとめ作業を進めており、令和8年5月を目途に外務省海外安全ホームページへ掲載する。(関連URLから専用ページ内「お知らせ」欄に令和6年度報告を掲載しており同様に掲載する)	施策の見直しはなく、令和8年度も「在外邦人のための孤独・孤立相談窓口業務」のNPO法人への業務委託を継続していく。 https://www.anzen.mof.go.jp/life/info20210707.html	外務省
②人材育成等の支援						
46	メンタルヘルスに関する正しい知識と理解を有する心のサポーターの養成	精神障害やメンタルヘルスに対する正しい知識と理解を持って精神障害者等への支援を行う「心のサポーター」を養成する。	令和6年度から心のサポーター養成研修を全国に展開し、10年間で100万人の心のサポーターを養成することにより、心のサポーター養成研修を受講した地域住民が増加することを通じ、精神疾患に対する理解が促進するとともに、精神障害者が地域や職域での支援を受けられ、地域で安心して自分らしい暮らしができる基盤整備、体制整備を構築することを目指す。	令和7年度から心のサポーター養成研修について、支援の対象を自治体に加えて、企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等まで拡充した。また、心のサポーターに関するホームページを運営し、心のサポーターについての情報を発信した。	第8期の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針において、成果目標及び活動指標として掲げられたことを踏まえ、引き続き自治体等への心のサポーター養成の支援を継続する。 https://cocosapo.mhlw.go.jp/	厚生労働省
47	防衛省・自衛隊におけるメンタルヘルス教育の強化	防衛省・自衛隊において、「苦しい時に援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高い」という認識を広めるため、全職員に継続した教育を実施し、職員が周囲に相談しやすい環境の醸成に努めている。	メンタルヘルス教育を通じ、意識改革を行うには地道な粘り強い教育が求められることから、全職員に年1回を目安に継続した教育を行うこととしており、着実に実施する。 長期的には、職員に対する教育効果を高めるため、引き続き新たな教育ツールの在り方を検討する。これにより多くの職員の意識改革を図り、周囲に相談しやすい環境をつくることで孤独・孤立の予防を推進する。	部内講師によるメンタルヘルス講演会を実施(令和8年2月) ・メンタルヘルス講演会の動画を配信(令和8年3月) ・QRコードによる相談窓口へのアクセスの利便性の向上等、相談しやすい環境の整備を実施 ・新たな教育ツールの在り方については、引き続き検討。既存の教育ツールである教育資料(メンタルヘルスケアガイドブック、こころのセルフケア)の改訂を行い省内にデータを展開・配布(令和8年3月)	引き続き、職員が周囲に相談しやすい環境を醸成するための施策を推進する。	防衛省
48	生活困窮者自立支援制度人材養成研修	生活困窮者自立支援制度における基本理念(生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくり)を具現化できる高度な専門人材を養成するための研修を実施する。	生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるような生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事業に従事する支援者を養成することを通じ、生活困窮者が抱える孤独・孤立の問題の予防・解消等に資することを目指す。	生活困窮者自立支援制度の事業に従事する支援員に対して国が実施する初任者研修及び現任者研修において、孤独・孤立状態にある若者や女性等を題材に事例検討を実施し、その支援手法について研修を行った。	引き続き、国が実施する初任者研修及び現任者研修において、生活困窮者の特性を踏まえた適切な支援を行えるような支援者を養成することを通じ、生活困窮者が抱える孤独・孤立の問題の予防・解消等に資することを目指すしていく。	厚生労働省
49	重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施	地域共生社会の実現に向けて、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備(包括的な支援体制の整備)を推進するための研修を実施する。	令和7年度は、都道府県・市町村に対する、「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を行い、市町村の管理職や、市町村に対する支援を行う都道府県職員を対象に、地域共生社会の理念や包括的な支援体制の整備との関係性、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性等を示す。 こうした取組により、複合的な要因を背景としている場合が多い孤独・孤立の問題の予防・解消等に資することを目指す。	重層的支援体制整備事業実施市町村を含め、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村の管理職や、市町村に対する支援を行う都道府県職員を対象に、孤独・孤立の問題をはじめ、地域生活課題の解決に資する支援体制を整備するための具体的な手段等を提示する、「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」等を実施した。	引き続き、包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村の管理職及び都道府県向け研修を実施し、「包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動を行いやすくなるための支援や組織変革を行うことができる人材及びそいった人材を育成できる人材」の育成を目指していく。	厚生労働省

50	社会福祉士及び精神保健福祉士の養成	社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムにおいて、社会的孤立についても教育に含むべき内容として位置付けており、社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成する。	社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成し、社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者数を増加させることにより、地域における包括的支援体制の推進につなげ、孤独・孤立の予防・解消にも資することを目指す。 (令和7年度の目標値は令和6年度実績(社会福祉士315,589名、精神保健福祉士111,588名)以上とする。)	社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成し、社会福祉士及び精神保健福祉士の登録者数を増加させ、地域における包括的支援体制の推進につなげ、孤独・孤立の予防・解消にも資することができた。(令和8年3月末時点で社会福祉士321,616名、精神保健福祉士116,961名となっており、令和6年度末実績以上となった。)	引き続き、社会的孤立に関する課題に対応できる社会福祉士及び精神保健福祉士を養成し、地域における包括的支援体制の推進につなげ、孤独・孤立の予防・解消にも資することを目指す。いく。(令和8年度の目標値は令和7年度実績(社会福祉士321,616名、精神保健福祉士116,961名)以上とする。)		厚生労働省
51	ひきこもり地域支援センター等職員に対する研修の実施	ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。	ひきこもり状態にある方やその家族等が、必要な支援につながり、本人が望む形で社会参加を実現することができるよう、令和7年度も、ひきこもり地域支援センター等の職員を対象とした研修を実施することで、孤独・孤立の問題を抱えるひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談支援の質が向上することを目指す。	令和7年度も、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施した。	引き続き、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、良質な支援者を育成する。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html	厚生労働省
52	身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療提供支援	身寄りがいない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備の支援を目標に、「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」及び「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」の更なる活用の推進を行う。	令和7年度は、ガイドライン及び事例集の更なる活用の推進を図ることで、身寄りがいない人や判断能力が不十分で医療に係る意思決定が困難な人が、安心して医療を受けられる環境の構築を目指す。	令和7年度も都道府県等を対象とした全国医政関係主管課長会議においてガイドライン及び事例集を周知し、各自治体においては、身寄りがいない人が適切な医療を受けることができるようご協力をお願いした。	引き続き、全国医政関係主管課長会議等の機会を通じて周知を図る。		厚生労働省

③関連施策の推進

53	結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対する支援	結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組)を支援するとともに、地方公共団体が行う若い世代へのライフデザイン支援、結婚支援事業者との官民連携結婚支援などの結婚支援の取組や、育児休業取得や家事・育児分担の取組などの結婚・子育てに温かい社会づくり・気運醸成を図る取組等を重点的に支援する。 結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)を支援する。	令和7年度末までに、 ・妊娠・出産、子育てに温かい気運醸成に取り組む地方公共団体を、都道府県においては全て、市区町村においては8割とする。 ・結婚支援に取り組む地方公共団体を、都道府県においては全て、市区町村においては広域的な連携を伴うものを8割とする。 これにより、妊娠・出産、子育てというライフイベントを契機に生じ得る孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。	「地域少子化対策重点推進交付金」により令和7年度に支援を行った地方公共団体の取組は以下のとおり。 ・結婚、妊娠・出産、子育てに温かい機運醸成に取り組んだのは、都道府県においては96%(45都道府県)、市区町村においては12%(211市区町村) ・結婚支援に取り組んだのは、都道府県においては100%(47都道府県)、市区町村においては広域的な連携を伴うものは37%(648市区町村)	地方公共団体が利用しやすいように支援の対象や要件などについて検討し、引き続き地方公共団体の取組を支援する。	https://www.cfa.go.jp/policies/shoushika/koufukin/	こども家庭庁
54	男性の育児休業取得促進を通じた「共働き・子育て」の推進	共働き・子育て推進事業においては、経営層・企業(管理職)向けセミナー・若年層向けセミナーの実施(企業版両親学級を含む。)等によって、仕事と育児の両立を支援する国の制度の周知及び仕事と育児を両立しやすい環境づくりに成功している企業の事例周知などを実施している。	男性の育児休業取得率を2025年までに50%、2030年までに85%にする。 「共働き・子育て」の推進を通じて、育児における孤独・孤立の予防に資することを目指す。	令和7年度に、イクメンプロジェクト(男性の育児休業取得促進事業)からリニューアルした「共育(トモイク)プロジェクト(共働き・子育て推進事業)」においては、企業向けシンポジウムの開催、企業向け・育児世代向けイベント(名古屋・大阪)、企業向け・個人向けセミナーの開催(年9件)を行った。また、若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査の実施及び公表事業、企業版両親学級の動画・テキスト教材の公表、好事例の公表等を行い、「共働き・子育ての推進」に向けた社会的機運の醸成を図った。 令和6年度における男性の育児休業取得率は40.5%(前年度比+約10ポイント)であった。	引き続き、シンポジウム・セミナーの開催や普及啓発、企業版両親学級の実施促進等を通じて、男性の育児取得促進をはじめ、男女ともに誰もが希望に応じて仕事と子育てを両立できる環境の整備を推進する。	https://tomoiku.mhlw.go.jp/	厚生労働省

55	職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供、相談対応	働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルス対策に関する様々な情報を提供するとともに、働く人等からのメンタルヘルス不調等に関する相談への対応（電話・メール・SNS）を行う。	令和7年度は、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」へのアクセス件数や相談件数の増大を図ることを通じ、職場環境により孤独・孤立を感じやすい労働者のメンタルヘルス対策を推進する。	<p>サイトの利用状況については、情報収集手段の多様化等の影響によりアクセス件数が伸び悩んでいるものと考えられる。</p> <p>アクセス件数： 約527万件（令和7年4月～令和8年3月）前年度比22.4%減</p> <p>相談窓口の利用状況については、令和7年度から対応日数を週4日から7日に増やしたこと等により相談件数は全体として増加した。</p> <p>電話相談件数： 38,791件（令和7年4月～令和8年3月）前年度比41.8%増</p> <p>SNS相談件数： 10,155件（令和7年4月～令和8年3月）前年度比31.3%増</p> <p>メール相談件数： 3,692件（令和7年4月～令和8年3月）前年度比10.7%減</p>	令和8年度も引き続き、医師、保健師、社会保険労務士、カウンセラー等の職場のメンタルヘルス対策の専門家による委員会により、事業の実施状況を把握し、運営の改善を図っていく。サイトについては、引き続き、SNS等を通じた周知広報やコンテンツの見直し等により、必要な労働者に適切な情報が提供されるよう努める。相談窓口については、引き続き、必要な労働者に対応できるよう適切な運営に努める。	https://kokoro.mhlw.go.jp/	厚生労働省
56	事業場における産業保健活動の支援	産業保健総合支援センターにおける中小企業への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向けの研修及び相談体制の充実等により、中小企業の産業保健活動を支援する。	令和7年度は、産業保健サービスの提供等の各種支援の活用を促すことにより、産業保健総合支援センター及びその地域窓口における相談件数の前年度からの増加を図る。これにより、職場環境により孤独・孤立を感じやすい労働者等の孤独・孤立の予防・解消等に資することを旨とする。	令和7年度における産業保健総合支援センター及びその地域窓口における相談件数は、前年度の実績を上回っている。 相談件数（確定値） 148,668件（令和7年4月～令和8年3月）前年度比6.0%増加	引き続き、産業保健総合支援センター等における中小企業への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向けの研修及び相談体制の充実等により、中小企業の産業保健活動を支援する。	https://www.ijohas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx https://www.ijohas.go.jp/sangyouhoken/tabid/333/Default.aspx	厚生労働省
57	OTC乱用防止に係る取組の推進	OTC医薬品の乱用の背景の一つと考えられる孤独・孤立を抱える方の支援にもつながるという認識の下、令和6年度に、乱用の実態や背景、相談窓口等についてまとめた啓発資料、販売者向けの対応マニュアル等を作成したところであり、OTC医薬品の乱用防止に係る普及・啓発を図っている。	「医薬品の販売制度に関する検討会とりまとめ」（令和6年1月12日公表）において、「OTC医薬品の濫用の拡大防止に当たっては、医薬品の販売方法の規制や適正使用に係る啓発といった対策のみならず、その背景として指摘されている自殺対策や孤独・孤立対策等の社会的不安への対応についても、関係府省庁間で連携し取組を進めることが重要」とされたことも踏まえ、OTC医薬品の乱用の背景の一つと考えられる孤独・孤立を抱える方の支援にもつながるという認識の下、令和7年度は、引き続き、青少年等に対する乱用防止の啓発活動を行う。これにより、特にこども・若者のヘルスリテラシーの向上を図ることを通じて、包摂社会の実現及び国民の保健衛生上の危害の発生・拡大の防止等を旨とする。	令和7年度は、薬と健康の週間、一般用医薬品の乱用に関する厚生労働省ホームページ等において、若年者向けの啓発資料や、乱用の背景にあるつらい気持ちや悩み等に関する相談窓口の周知、医薬品の適切な使用に係る普及啓発を行った。	引き続き、市販薬の乱用に苦しむ方への相談・支援先の周知を図るとともに、市販薬の乱用防止に係る啓発活動を行う。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kusurikenko_r7_0001.html https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00010.html	厚生労働省
58	職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築	職場等における心の健康保持・増進に関する質の高いヘルスケアサービスの社会実装を目的として、介入手法の効果を検証し、その普及策を検討する。	令和7年度までに実証を行い、認知症や職場等での心の健康保持増進等の各種介入の有効性に関して構築されたエビデンスが関係者に普及することを旨とする。また、デジタル等の新しい技術や考え方を組み入れた介入手法に関し、中長期的な心の健康保持増進効果や社会的・経済的インパクトに関する効果検証を行うことを通じて、心の健康保持増進に関する製品・サービスの開発環境の整備や、それらを購買する際の選択の支援、心の健康保持増進に係る市場創出・育成を行う。これにより、職場等での心の健康保持増進に係る企業・保険者等の取組を推進し、もって従業員の孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。	令和7年度で、職場等での心の健康の保持増進を目指した組織的介入の実証研究事業は終了したが、症例登録が遅れたため、データ集計・分析中である。一方、スマホによるデジタル技術を用いた個人アプローチでは、心の健康の保持増進に対して効果を示すエビデンスが得られた。今後の課題は得られたエビデンスを社会実装に繋げるかである。社会実装が進むことで孤独・孤立の予防・解消にも寄与することが期待される。	引き続き、令和7年度までの実証を実施し、職場等における心の健康保持・増進への各種介入の有効性に関してエビデンスを構築し、その普及を実施する。	https://www.amed.go.jp/koubo/16/01/1601C_00016.html	経済産業省

(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う							
①居場所の確保							
59	地域における孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援	NPO等による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の先駆的な取組事例の横展開、中間支援組織の取組への支援等を行う。	令和7年度は、孤独・孤立の予防や早期対応に資する日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関するNPO等の先駆的な取組への支援、そうしたNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織への支援等を継続的に実施する。 これにより、地域における孤独・孤立対策の気運醸成や関係者間の連携・協力体制の構築といった地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進につなげる。	令和7年度は、地域・対象・取組内容等、多様なNPO等95団体を支援し、取組モデルの全国展開に向け事例集を取りまとめているところである。 また、孤独・孤立対策推進交付金により、中間支援組織10団体を支援し、当該団体が支援したNPO等を今後確認することとしている。	令和8年度は、NPO等の先駆的な取組への支援、そうしたNPO等を支援する中間支援組織への取組の成果等ととも、引き続き、7年度の取組の成果等を検証し、効果的な支援方法等の検討を行う。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/i/modelchousa.html https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/i/kouhukin_npo/np_r7.html	内閣府
60	子どもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討	子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づき、地方自治体や民間団体等を対象とした広報啓発や、居場所づくりに対する支援方法の検討を進める。	子どもの居場所に対する効果的な支援方法を明らかにし、子どもが、安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進する。そのために、各地域における子ども・若者の多様な居場所づくりを推進するため、令和7年度に、120以上の自治体が子どもの居場所づくり支援体制強化事業又は子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業を活用することを目標とする。 これにより、子ども・若者が自分の居場所を持つことができるようになり、孤独・孤立の予防・解消等に資することを旨とする。	令和7年度の子どもの居場所づくり支援体制強化事業を実施した自治体数は58自治体、子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業を活用した自治体数は38自治体であった。子どもや大人、自治体職員向けに子どもの居場所指針の解説動画を作成し啓発を図っている。	令和8年度は子どもの居場所づくり指針の解説書や広報啓発資料を活用する等し、より広く居場所づくりのことで理解できるよう取り組んでいく。子どもの居場所づくり支援体制強化事業や子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の実績を好事例として他自治体への横展開を行い、取組自治体数を増やしていく。		子ども家庭庁
61	子どもの居場所づくりに取り組む地方公共団体の支援	子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体における子どもの居場所づくり支援体制の構築等に必要支援を行うとともに、民間団体等が創意工夫して行う居場所づくりの支援を行う。 また、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを通して、支援を必要としている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげる。	令和7年度は、子どもの居場所づくり支援体制強化事業及び子どもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業を活用して、子どもの居場所づくりに取り組む地方公共団体への支援を推進する。また、地域子どもの生活支援強化事業を通じて、地域にある様々な場所において、子どもが気軽に立ち寄ることができる居場所の増加を図るとともに、支援を必要としている子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげることができるようになる。 これらの施策により、子ども・若者の孤独・孤立の予防・解消等にも資することを旨とする。	令和7年度に子どもの居場所づくり支援体制強化事業(モデル事業)を実施した37団体のうち、13団体が能登半島地震の被災地支援に関する取組を実施した。被災地での子ども・若者の居場所の確保等、孤独・孤立しやすい子どもへの支援にも取り組んだ。 また、令和6年度に地域子どもの生活支援強化事業を実施した自治体数は259自治体であった。子ども食堂等の子どもの居場所づくりを通して孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動に対し、きめ細かな支援を実施した。	引き続き、NPO等と連携して、災害に備えるための平時からの居場所づくりを行っていく。被災地等でのモデル事業の実績を横展開し、各自治体の居場所づくりの促進を目指す。 より多くの自治体で地域子どもの生活支援強化事業が活用されるよう、好事例の横展開を行いつつ、引き続き子ども食堂等の子どもの居場所づくりを通して、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援につなげていく。		子ども家庭庁
62	社会的養護における自立支援の充実	地方公共団体において、社会的養護経験者等に対し、相互交流の場の提供等により自立に向けた適切な支援を実施しており、国はその取組を支援している。	社会的養護経験者等に対する自立支援が確実に提供されるよう、令和7年度は、社会的養護経験者等の実態を把握し、各地域における社会的養護経験者等の適切な支援体制の整備に取り組む。 これにより、家庭による支援が見込みづらいといった課題のある社会的養護経験者等に対する自立支援を確実に提供し、社会的養護経験者等の孤独・孤立の予防・解消を目指す。	地方公共団体において、令和7年4月1日時点で以下の通り実施等しており、各地域における社会的養護経験者等の適切な支援体制の整備に取り組んだ。 社会的養護自立支援拠点事業：57自治体、63か所 児童自立生活援助事業Ⅰ型：74自治体、409か所 児童自立生活援助事業Ⅱ型：39自治体、104か所 児童自立生活援助事業Ⅲ型：53自治体、264か所	引き続き、社会的養護経験者等の実態を把握し、各地域における社会的養護経験者等の適切な支援体制の整備に取り組むことで、家庭による支援が見込みづらいといった課題のある社会的養護経験者等に対する自立支援を確実に提供し、社会的養護経験者等の孤独・孤立の予防・解消を目指す。		子ども家庭庁

63	地域における子育て世帯への支援	子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、親子が気軽に集い、交流することができる場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う地域子育て支援拠点事業を実施する。	第2期市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、最終年度である令和6年度において、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場所を10,206か所(地方単独事業分含む。)設置することを目指す。また、令和7年度においても設置箇所数を維持する。これにより、子育て世帯の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。	令和6年度実施箇所数:8,061か所 ※子ども・子育て支援交付金及び重層的支援体制整備事業交付金交付決定ベース	引き続き地域子育て支援拠点事業を実施する地方公共団体を支援することで、子育て世帯の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。		子ども家庭庁
64	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援	貧困によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、子どもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整など、きめ細かく包括的な支援を実施している。	令和7年度は、引き続き、子どもへの学習・生活支援を通じて世帯全体への支援に適切につなげるための取組の推進や高校生以上に対する支援、関係機関との連携の促進等を図ることを通じ、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもへの孤独・孤立の予防・解消等に資することを目指す。	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や世帯全体への包括的支援を実施し、孤独・孤立の予防・解消等を図った。その際、ガイドラインを作成し、高校生以上に対する支援の取組や教育機関との連携の取組を推進した。	世帯全体への支援につなげるため、令和8年度においても、生活支援については学習支援と一体的に取り組むよう事業推進を行うとともに、高校生以上に対する支援や関係機関との連携等について、さらに推進するため、ガイドラインを活用し、支援の質の向上を図る。		厚生労働省
65	国が保有する災害用備蓄食品の子ども食堂やフードバンク団体等への提供	入れ替えにより不用となった国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、子ども食堂やフードバンク団体等へ提供し、有効活用する。	食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品を有効活用するため、令和7年度も、各府省庁で入れ替え予定の災害用備蓄食品を確実にフードバンク団体等へ提供するとともに、地方支分部局等を含む政府全体で取組を推進し、孤独・孤立対策に資する取組を行う地方公共団体や民間企業の取組を促進する。	令和7年度も、各府省庁で入れ替え予定の災害用備蓄食品を確実にフードバンク団体等へ提供し、希望する団体へ提供した。 また、国の災害用備蓄食品の有効活用について、関係府省庁で申合せ(令和3年4月)をしてから5年が経過することから、令和8年2月に、関係府省庁に対して、管轄の地方支分部局、施設等機関の官署等への周知を依頼した。 地方公共団体や民間企業の備蓄食品の有効活用について、事例紹介を行ったほか、第2次食品ロスの削減に関する基本的な方針に追加した、民間企業の災害用備蓄食料の廃棄量の実態把握に向けた調査を実施した。	令和8年度も引き続き、国・地方公共団体や民間企業の備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、子ども食堂やフードバンク団体等へ提供し、有効活用されるよう促進する。	https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/saigaiportal.html	消費者庁 農林水産省
66	政府備蓄米の無償交付	政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂・子ども宅食の活動を行う団体や食育活動を支援するフードバンクに対し、食育の一環として政府備蓄米の無償交付を行っている。	令和7年度も、引き続き、子ども食堂・子ども宅食の活動を行う団体や食育活動を支援するフードバンクに対し、政府備蓄米の無償交付を円滑に行う。	令和7年度において、全ての都道府県の子ども食堂等に対し無償交付を行った。令和7年度は、米価高騰を踏まえ、特例的に、子ども食堂等について、申請回数又は交付数量の上限を引き上げた。	令和8年度も引き続き現場の意見・要望を伺いながら、子ども食堂・子ども宅食、フードバンクへ丁寧に対応していく。	https://www.maff.go.jp/i/seisan/kokumotu/bichikumai.html	農林水産省
67	地域での食育の推進	「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月31日食育推進会議決定)に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進する。	食育基本法(平成17年法律第63号)に基づく「第4次食育推進基本計画」の計画期間(令和3年度からおおむね5年間)を通して、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を、令和2年度の70.7%から令和7年度までに75%以上とすることを掲げており、多世代交流や子ども食堂等の地域での様々な共食の場づくりを推進することにより、孤独・孤立の防止等につなげることを目指す。	「第4次食育推進基本計画」に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進している。令和7年度の「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」は70.1%となっている。	令和8年度も引き続き、食育推進基本計画及び地方公共団体が作成する食育推進計画に掲げられた目標達成に向け、地域の関係者等が取り組む多世代交流や子ども食堂等の共食の場の推進を支援する。	https://www.maff.go.jp/i/syokuiku/torikumi/kouhukin/r8.html	農林水産省
68	円滑な食品アクセスの確保	地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組み体制づくり等を支援するとともに、フードバンクや子ども食堂等の活動拡大を支援している。	地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組み体制づくりを支援するとともに、フードバンクや子ども食堂等の機能強化を図ることにより、十分な食料へのアクセスができない孤独・孤立の状態にある人の食品アクセスの確保を目指す。	令和7年度も円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施した。	令和8年度も引き続き、地域の関係者が連携する体制づくりを支援するとともに、フードバンク等による食品提供の質・量の充実にに向けた機能強化への支援を実施する。	https://www.maff.go.jp/i/syouan/access/index.html	農林水産省

69	高齢者の通いの場の推進	通いの場をはじめとする介護予防の取組の更なる推進を図るため、都道府県及び市町村に対する研修会等を実施するとともに、高齢者やその支援者に向けた広報等の普及啓発を行う。	介護予防や地域づくりの観点から、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の取組を推進することにより、介護予防に資する通いの場への参加率を令和7年(2025年)までに8%程度に高める。「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議)におけるKPI) また、通いの場に来られない人については、民生委員等の協力も得て、地域の支え合いの中で見守りや支援が行えるよう、留意事項や事例を提示し、市町村の取組を支援する。	通いの場の参加率は6.7%(令和5年度実績)まで向上した。また、通いの場の取組の更なる推進のために、市町村の職員を対象として、介護予防施策に関する最新の情報提供を行う研修会等を開催した。	引き続き、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の取組を推進するために、研修会の開催等を行うとともに、WEBサイト等の情報を充実することで高齢者やその支援者にむけた広報等の充実を図る。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html	厚生労働省
70	多世代・分野横断的な地域社会の担い手の掘り起こし	地方公共団体等と連携しつつ、「多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業」を通じて、幅広い世代・属性の地域住民間の交流を促進し地域社会との接点として有機的に機能する拠点の形成や、多様な分野の地域課題と担い手とのマッチングによる課題解決に向けた取組等の実証を行い、地域社会における担い手の確保・掘り起こしに関する課題や効果的な施策等を把握・検討するとともに、その結果を踏まえ、多世代かつ分野横断的な地域社会の担い手確保及び地域社会の課題解決を目的とした施策の全国展開を進める。	「高齢社会対策大綱」(令和6年9月13日閣議決定)を踏まえ、多世代かつ分野横断的な地域社会の担い手確保及び地域社会の課題解決に資する仕組みを全国に展開し、多様な住民の地域活動への参加の拡大を図ることにより、地域社会におけるつながり・支え合いを促進する。	令和7年度は、全国から5団体を採択し、多世代・分野横断的な地域社会の担い手確保及び地域社会の課題解決に資する仕組みの構築について、実証事業を実施した。	令和7年度事業を通じて得られた知見や課題を踏まえ、令和8年度は地域全体をコーディネートする人材の育成や地域における担い手の発掘等の取組を中心とした事業区分も新たに設け、引き続き、多世代の住民が地域活動に参加できるような仕組みの構築に向けた実証事業を展開する。	https://www8.cao.go.jp/kourei/tasedai/index.html	内閣府
71	家族介護者の交流会の開催支援	家族介護者の孤独・孤立対策に資するよう、市町村における介護者相互の交流会等の開催を促進し、適切な介護知識・技術の習得並びに身体的、精神的な負担の軽減を図る。	家族介護者の孤独・孤立対策にも資するよう、令和7年度は、市町村において家族介護者相互の交流会等の開催の促進を通じて、家族介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目指す。長期的には、市町村が実施する医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に家族介護者を把握する取組や、福祉分野など関係者の家族介護に係る理解促進を図る取組を支援することで、家族介護者支援の促進を目指す。	令和7年度も市町村において、家族介護者の孤独・孤立対策にも資するよう、家族介護者相互の交流会等を開催するための事業を行った。任意事業であることから、全ての市町村が行っているものではないが、各自治体のニーズや実情に応じて、事業の実施が必要と判断した市町村に実施していただけており、国としてはその開催にかかる経費の支援を行った。	各世代が抱える課題が複雑化・複合化する中、家族介護者が孤独・孤立の状況にならないよう、家族介護者支援の取組を促進する必要がある。市町村における家族介護者支援のための任意事業について、現在の高齢者とその家族の実態や介護のあり方・支援ニーズに沿った効果的なものとなるよう、また、家族の働き方の希望等を踏まえたものとなるよう、引き続き市町村の取組を支援する。		厚生労働省
72	認知症カフェの普及・促進	認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及を目指す。	認知症カフェの全市町村への普及を目指す。これにより、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことで、認知症の人及びその家族等の孤独・孤立対策に資することを目指す。	令和6(2024)年度実績 47都道府県、1,599市町村(91.8%)9,105カフェが運営されている。	引き続き、認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた普及を行っていく。		厚生労働省
73	農福連携の推進	農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、令和6年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、この取組を推進している。	令和12年度末までに、農福連携等に取り組む主体数を12,000以上とすることを目標とする。農福連携等の推進により、障害者や高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等が個々の特性を活かして農業に参画することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。	農福連携等の取組主体数は、令和6年度末時点で8,277件であり、令和5年度末時点の7,179件から大きく増加している。	引き続き、関係省庁等と連携の上、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う地域協議会の拡大、ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/noufuku/noufuku_toha.html	農林水産省
74	全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」の推進	女性、若者、高齢者、障害者など、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、「交流・居場所」、「活躍・しごと」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」といった観点で、分野横断的かつ一体的な取組を行う地域を支援する。	令和6年度末までに「全世代・全員活躍型」の「生涯活躍のまち」に関する構想等に基づき、コミュニティに関する取組を実施している地方公共団体数を150団体とする目標は達成した。	令和6年10月に実施した調査では、190団体が取組を実施していると回答し、本施策における目標を達成した。	「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)」に掲げた目標値を達成した。今後は、「地方創生に関する総合戦略(令和7年12月23日閣議決定)」に掲げた目標値の達成に向け、ガイドライン(仮称)に沿った取組を支援する。		内閣官房

75	地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業、地方財政措置	総務省では、地域運営組織(※)の形成及び持続的な運営に向け、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握するための調査を実施するとともに、地方財政措置を講じている。(※)地域の暮らしを守るため、地域で暮らし人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。令和6年度調査時点で地域運営組織は全国で8,193団体存在する。	令和7年度は、地域における交流や声かけ・見守りなどの役割を担う地域運営組織の形成促進や持続的な運営に向けた取組を一層推進することを通じ、孤独・孤立の問題など、多様化する地域課題の解決に資することを目指す。	令和7年度においても、引き続き地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握するための調査を実施。調査結果について、令和8年3月に公表している。 また、地域共生社会を実現するため、厚生労働省が主催する「地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究」研究委員会(菊池馨実委員長)にオブザーバーとして参加し、福祉部署の「住民主体」に対する理解の促進や、福祉部署と地域コミュニティ関連部署との連携・協働のあり方等について議論を行っているところ。	令和8年度も引き続き実態把握調査を実施するとともに、地方財政措置も講ずることとする。 引き続き、孤独・孤立対策に資する厚生労働省の関係施策と地域運営組織との連携・協働を推進していく。	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html	総務省
76	地域おこし協力隊の強化	「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し生活の拠点を移した者が、おおむね1～3年の期間で地方自治体から委嘱を受け、様々な地域協力活動を行い、併せてその地域への定住・定着を図る制度である。	地域おこし協力隊の隊員数を令和8年度に10,000人に増やすことを目指す。地域おこし協力隊の活動を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。	令和7年度の地域おこし協力隊の隊員数は、8,196名。高齢者の見守りなどの地域コミュニティ活動を通して、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを進めている。	隊員の活動経費や隊員の募集等に要する経費について引き続き地方財政措置を講じるほか、令和8年度から、地場産業等に従事する隊員が任期終了後に、一定の要件下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を延長可能とする。	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_0300066.html	総務省
77	関係人口の創出・拡大	関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に、また、継続的に関わる人々をいう。	『「二地域居住・関係人口」ポータルサイト』を通じて、自治体が実施する関係人口創出・拡大の取組に参加することは、孤独・孤立に悩まれる方に対するつながりの場や居場所づくりに資するものであるという認識の下、令和7年度は、関係人口の創出・拡大に向けた取組の成果等の横展開を図ること等により、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進する。	令和7年度も、引き続き関係人口の創出・拡大に向けた取組の成果等の優良事例の発掘、公表し、横展開を図ること等により、自治体が人と人とのつながりを実感できる地域づくりの推進をした。	『「二地域居住・関係人口」ポータルサイト』は令和7年度をもって終了している。	https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/about/index.html	総務省
78	集落ネットワーク圏形成の推進	基幹集落を中心として、周辺の集落との間で集落ネットワーク圏を形成し、生活の営みを確保するとともに、生活の営みを振興するために地域運営組織等が行う取組を支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)を活用し、令和9年度末までに集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成数が1,800か所となることを目指す。集落ネットワーク圏の形成を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。	令和7年度における集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成数は1,386か所。形成された集落ネットワーク圏では、住民が協働して交流拠点の整備や見守りなどを行うことにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行っている。	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)を活用し、令和9年度末までに集落ネットワーク圏(小さな拠点)の形成数が1,800か所となることを目指す。集落ネットワーク圏の形成を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html	総務省
79	集落支援員の活用による集落対策の推進	過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。	令和9年度末までに集落支援員の活用市町村数が486市町村となることを目指す。集落支援員の活用を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。	令和7年度末時点で511市町村において集落支援員が活用されている。集落の点検、地域における話し合いの促進業務を通して、孤独・孤立を含む地域の課題を把握し、解決に向けた取組につながっている。	令和9年度末までに集落支援員の活用市町村数が550市町村となることを目指す。集落支援員の活用を推進することにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを通じて、孤独・孤立の予防等に資することを目指す。	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html	総務省

80	原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供及び地方自治体が行う原発避難者特例法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置	避難住民等との関係の維持に資する事業に対して、震災復興特別交付税措置を講ずる。	避難住民の方々が避難を余儀なくされている期間については、原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供を可能とする枠組みを維持する。 また、同法上の指定市町村と避難住民等との関係の維持に資する事業に対する震災復興特別交付税措置については、令和7年度以降も継続する予定である。 これらの取組により、他地域に長期避難する場合にも、行政サービスや支援情報を確実に届け、避難住民の孤独・孤立の予防に資することを目指す。	震災復興特別交付税措置を講ずることにより、指定市町村において、避難住民を対象とした相談会の開催や自治会等の活動支援など、避難住民等との関係の維持に資する事業を実施した。	引き続き当該施策を継続する。	https://www.soumu.go.jp/menu_kvotsuu/impotant/48479.html	総務省
81	災害公営住宅等におけるコミュニティの形成支援	応急仮設住宅や災害公営住宅等において、コミュニティ形成に係る活動の支援人材(コミュニティ支援員)の配置等の取組により、当該住宅内の住民同士のコミュニティ形成や、当該住宅の住民と住宅周辺の既存の地域コミュニティとの融合など、住宅移転後の円滑なコミュニティ形成を図る。	災害公営住宅等入居可能時期から3年間を基本として、自治会の設立・運営を補助し、自立させることとし、令和7年度は、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。これにより、被災者の孤独・孤立の予防等を推進する。	災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援。 【災害公営住宅における自治会の設立状況(令和8年3月)】 岩手県:184団地のうち173団地で自治会設立(約94%) 宮城県:294地区のうち291地区で自治会設立(約99%) 福島県:141団地のうち105団地で自治会設立(約75%)	引き続き、東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅における住民同士の交流会の開催や自治会の設立などの支援により、住民同士のコミュニティ形成を支援するとともに、地元町内会との顔合わせやイベント開催による交流支援等により、既存のコミュニティとの融合を支援するなど、地方公共団体による取組等を支援していく。		復興庁
82	被災者の生きがいづくり等に資する活動支援	被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図る。また、震災から5年が経過し、被災地では、引き続き復興に向けた取組が進められる中で、被災者の積極的な参画の下、震災の風化防止や地域の活性化の取組を促進し、地域コミュニティの再構築を図る。	災害公営住宅の入居者等孤独を感じやすい被災者に対して、支援団体等が個別に働き掛けるなどにより、避難者同士や地域住民との交流会等、つながりを提供する場への参加を促すため、令和7年度は、個別の事情を把握した上で、事業の進捗に応じた必要な支援を実施する。これにより災害公営住宅の入居者等の孤独を抱えやすい被災者に対して、孤独・孤立の予防等を推進する。	被災者自身が参画し、活動する機会を創出することを通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体等の支援団体の活動を支援している。	引き続き、被災者が農作業や伝統芸能、ものづくりを地域住民と協働で行うことによる孤立化の防止や友人づくりのための活動、帰町住民等の生きがい・交流づくりのための活動などの、東日本大震災の被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する取組を支援していく。		復興庁
83	スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実	誰もが気軽にスポーツに親しめ、地域でより活用されるスポーツの場を創出し、多様な主体の居場所づくりにもつなげるよう整備を進める。	令和7年度は、「第3期スポーツ基本計画」(令和4年3月25日文科科学大臣決定)に掲げられた施策を着実に推進することで、スポーツに誰もがアクセスできるよう、地域におけるスポーツ環境の量的・質的な充実等に取り組むことにより、誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人との「つながり」を実感できる社会の実現を目指す。	スポーツが生涯を通じて生活の一部となることで人生や社会が豊かになる「Sport in Life」の理念に賛同いただいた民間企業、自治体、スポーツ団体等でコンソーシアムを構成。これを情報や資源のプラットフォームとして、働く世代をはじめとした国民のスポーツ実施を促進した。 令和7年度は、「Sport in Lifeコンソーシアム」加盟団体が、約5,600団体に増加。また、従業員健康増進のためにスポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として、令和7年度は、過去最多の1,635社を認定。 誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、学校体育施設等の既存ストックの有効活用や、地域の核となりうるスポーツ施設の整備・運営の促進など、地域におけるスポーツ環境の充実等に取り組んだ。	引き続き、「Sport in Life」の理念に賛同いただけるよう努め、「Sport in Lifeコンソーシアム」の加盟数、「スポーツエールカンパニー」の認定数の増加を図り、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう環境の整備・充実を進める。 引き続き、第3期スポーツ基本計画(令和4年3月25日文科科学大臣決定)に掲げられた施策を着実に推進することで、スポーツに誰もがアクセスできるよう、地域におけるスポーツ環境の量的・質的な充実等に取り組む。	https://sportinlife.go.jp/	文部科学省
84	生活困窮者支援等のための地域づくりの推進	身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりを行う。	令和7年度は、地域における支え合いを具現化した取組により、地域住民が孤独・孤立に陥らずに自分らしく活躍できる地域コミュニティが構築されるよう、自治体における好事例の周知に努め、少しでも多くの市町村において、地域共生社会を実現するための包括的な支援体制が整備されることを目指す。	令和7年度も、地域住民が孤独・孤立に陥らず地域コミュニティの中で活躍できるよう、身近な地域において、気軽に安心して通える居場所の確保や、地域資源を活用した連携の仕組みづくりを推進した。	引き続き、地域住民が安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりを支援することで、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。		厚生労働省

85	孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援	公営住宅、セーフティネット住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備及び居住支援法人等が入居中の見守り等のサポートを行う賃貸住宅の供給を支援する。	孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点から、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする(住生活基本計画(全国計画)の成果指標を引用)。また、住宅の確保だけでなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:39%(令和7年度末時点) 居住支援法人の指定数:1,167法人(令和8年3月末時点)	改正住宅セーフティネット法が令和7年10月に施行されたことを踏まえ、同法に基づく居住サポート住宅の供給等の施策を引き続き推進する。セーフティネット機能の更なる充実を目指し、令和17年度までに居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率が9割となることを目指す。	(居住支援協議会) https://www.mlit.go.jp/iu/takukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html (居住支援法人) https://www.mlit.go.jp/iu/takukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html	国土交通省
86	地域における包括的な支援体制の構築に向けた取組の推進	地域共生社会の実現に向けて、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備(包括的な支援体制の整備)を推進する。	令和7年度は、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能を有する「包括的な支援体制」の整備に向けた取組を推進し、地域共生社会の実現を目指す。	令和7年度は、地域の実情に合った包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、複数の生活課題を抱えている方々や、地域社会から孤立している方など、様々な支援ニーズに対応することを通じて、地域共生社会の実現を目指し取組を行った。	令和7年12月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書の中では、2040年に向けて、全ての市町村において、包括的な支援体制の整備を推進していくという大きな方向性が示され、このための具体的な方策が盛り込まれた。今後、当報告書に盛り込まれた取組を推進する。		厚生労働省
87	ひきこもり支援の推進	ひきこもり状態にある方やその家族等を支援することにより、本人が望む形での社会参加を促進し、本人や家族等の福祉の増進を図ることを目的に、ひきこもり支援推進事業を実施する。	令和7年度はより身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図る。これにより、ひきこもりの状態にある方の孤独・孤立の予防・解消に資することを目指す。	令和7年度は、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、市区町村に対する後方支援を拡充するとともに、現状の課題を踏まえたひきこもり支援の新たな指針である「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」の周知・広報を行うなど支援の充実に取り組んだ。	ひきこもり状態にある方やその家族等が、身近なところで相談ができ支援につながる事ができるよう、引き続き、国においても市町村における支援の充実や都道府県が市町村の取組をバックアップする体制の構築を推進する。また、共同生活による支援を実施する民間事業者から支援を受ける際に本人や家族が留意すべき点や、民間事業者の事業運営に対する自治体の関与、透明性の確保状況など、その活動を総合的に評価できるガイドラインを作成し、被害防止を図る。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html	厚生労働省
88	DV被害者等の緊急・一時的避難措置	ストーカー・DV事案等の被害者等の生命・身体の安全を確保するための一時避難に係る支援を推進する。	「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)の計画期間である令和8年3月までの間、ストーカー事案やDV事案等の再被害防止のための安全確保策として、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進等の各種対策を推進することで、当該被害者等の孤独・孤立の抑止を図る。	警察では、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担し、迅速な被害者の安全確保に取り組んでいる。 また、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。	「第5次犯罪被害者等基本計画」(令和8年3月17日閣議決定)の計画期間においても、引き続き、被害の予防・拡大防止のため、関係機関との連携や警察官に専門的知識・技能を修得させるための教育等を推進する。		警察庁
89	被災者見守り・相談支援の推進	応急仮設住宅に入居するなど、異なる環境の中にあっても、安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐなどの支援を実施。	相談員等による見守り等によって、支援を必要とせず、日常生活を営むことができる世帯数が増加することを目指し、被災者のニーズを適切に把握した上で必要な支援を実施する。これにより、被災者の孤独・孤立の予防等を推進する。	令和7年度も、被災者が地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の見守り・相談支援を実施した。	引き続き、被災者がそれぞれの地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、被災者のニーズを適切に把握した上で見守り・相談支援等を実施する。		厚生労働省

90	非行少年を生まない社会づくり	問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動等を通じて、再非行防止対策を推進する。	令和7年度は、社会奉仕体験活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援等の、個々の少年のニーズに応じた支援活動の更なる充実を図る。 これにより、少年が自分の居場所を見いだせず、孤立したり疎外感を感じたりしないよう、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じて気づきを実感させることにより、少年に心のよりどころとなる居場所を作り、孤独・孤立の抑止につなげる。	本人や保護者等の申し出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施するとともに、再非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動を念頭に、継続的な声掛けや、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。 同支援活動の更なる充実及び担当者間の連携強化を図るため、関係機関や警察庁指定広域技能指導官出席のもと、令和7年12月に近畿地方で担当者会議を開催し、好事例の共有等を行った。	引き続き、少年の再非行防止のため、立ち直り支援事業を推進する。		警察庁
91	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	頼る人や居場所がなく、孤独・孤立を感じやすい刑務所出所者等に対して、地域で再犯することなく生活が送れるよう、就労及び職場定着に向けた就労支援を実施するとともに、住居がない場合は更生保護施設等において、宿泊場所や食事の提供、生活相談支援等を行うほか、身近な相談場所や日常の居場所を地域の中に確保するため、地域における支援体制の整備や支援者支援を行う「更生保護地域寄り添い支援事業」(更生保護連携拠点事業から名称変更)を実施する。	出所受刑者の2年以内再入率を低下させることを目指し、令和7年度は、以下を目標に取り組む。 (就労) 更生保護就労支援事業、刑務所出所者等就労奨励金を充実することにより就労及び職場定着に向けた支援の強化を図る。 (住居・相談先) 更生保護施設の運営基盤の強化、老朽化した更生保護施設の改築などにより、更生保護施設等の受入れ及び処遇機能の強化を図るとともに、「訪問支援事業」を充実するなどして地域社会における「息の長い」支援の実施体制の強化を図る。 また、地域支援体制を充実・強化させることで、刑務所出所者等の相談先等を増加させる。 これにより、就労及び職場定着に困難を抱え、また、頼る人や居場所がなく、孤独・孤立を感じやすい刑務所出所者等の孤独・孤立の予防・解消を推進する。	(就労) 「更生保護就労支援事業」を全国28庁において実施し、刑務所出所者等と協力雇用主等とのマッチングや雇用後の働き掛けなど、継続的かつきめ細かな支援を実施した。また、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して支給している「刑務所出所者等就労奨励金」について、令和7年度には、20歳未満の保護観察対象者等を雇用し、職場定着に必要なフォローアップを実施した場合の「就労・職場定着強化加算金」の対象年齢を50歳以上にも拡大し、より一層の就労・職場定着を促進した。 (住居・相談先) 更生保護施設の運営基盤の強化及び老朽化した更生保護施設の整備、刑務所出所者等の特性等に応じた専門的な処遇の推進等により、更生保護施設等の一層の受入れ・処遇機能の充実強化を図った。また、訪問支援実施施設を対象に協議会を行うなどし、取組を促進した結果、訪問支援事業の委託実人員については、445人(令和5年度)から、654人(令和6年度)に増加した。 また、「更生保護地域連携拠点事業」の事業内容を一部見直し、事業名称を「更生保護地域寄り添い支援事業」に変更した上で、全国4庁において実施し、各地域の実情に応じた支援体制の整備や支援者支援を実施した。	(就労) 「更生保護就労支援事業」について、令和8年度は全国29庁において実施しつつ、引き続きその促進を図っていく。また、引き続き「刑務所出所者等就労奨励金」を活用し、就労・職場定着を更に促進する。 (住居・相談先) 引き続き、更生保護施設等の受入れ及び処遇機能の強化や、訪問支援事業の拡充等により「息の長い」支援の実施体制の強化に向けて、取り組んでいく。 また、「更生保護地域寄り添い支援事業」において、地域の更生保護関係団体とその他の関係機関が連携した、より効果的な地域支援体制の在り方について検討を進め、孤独・孤立を感じやすい刑務所出所者等の相談先等の整備を図る取組を推進する。	https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00080.html	法務省
92	刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に社会で孤立することなく、福祉サービスを円滑に利用できるように、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる。	受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等については、矯正施設出所後に、地域で適切な支援につなげることで、孤独・孤立に至り、結果として再犯に至ることも少なくないことから、令和7年度は、関係機関等と連携し、受刑者等が矯正施設在所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる取組の推進を図り、刑務所出所者等に対する福祉的支援等を充実させる。 これにより、出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。	令和7年度に、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が矯正施設出所後に福祉サービスを円滑に利用できるように、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行った。 実績：令和6年度：766人 令和7年度：集計中	引き続き、犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく必要な福祉サービス等の支援を受けられることができるよう、保護観察所と地域における関係機関・団体等との連携体制の整備に取り組む。		法務省

②アウトリーチ型支援体制の構築

93	<p>子どもに関する情報・データ連携による支援の推進</p>	<p>地方自治体における、福祉・保健・教育などの情報・データを分野横断的に連携し、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげる取組(子どもデータ連携の取組)の実証事業を実施している。</p>	<p>令和7年度は、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるためのデータ連携の取組を実証的に支援し、先行自治体の調査やヒアリング等をもとに取組の事例集の作成も行うことで、全国展開に向けた取組を推進する。 これにより、支援が必要な子どもを取りこぼさないための仕組みづくりを推進し、子どもや家庭が抱える孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。</p>	<p>令和7年度実証事業参加団体数:11団体 (内訳) 継続団体:8団体 新規団体:3団体 実証事業では、福祉・保健・教育などの情報・データを連携することで、潜在的に支援を必要とする子ども・家庭を把握し、福祉・保健部局や教育委員会・学校などが連携して見守りを行った結果、プッシュ型・アウトリーチ型支援の実施につながった。また、地方公共団体が子どもデータ連携に取り組むための事例集を策定し、1,788市町村に配布した。</p>	<p>令和8年度は、子どもデータ連携の取組をさらに推進するため、全国展開に向けた課題を整理・検討する有識者検討会を立ち上げるとともに、子どもデータ連携の共通基盤のあり方について検討を行う。</p>	<p>子どもデータ連携の取組の推進 子ども家庭庁</p>	<p>子ども家庭庁</p>
94	<p>地域における家庭教育支援</p>	<p>身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進している。</p>	<p>令和7年度は、家庭教育支援チーム等によるアウトリーチ型支援を実施するなど、特に支援が必要で困難を抱える家庭が地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の状況に寄り添った相談対応や情報提供を実施することを通じて、全国の市区町村で保護者の不安や課題等への更なる早期対応を可能とすることを旨とする。</p>	<p>令和7年度予算において、家庭教育支援チームの組織化による保護者への学習機会や情報の提供に加え、個別の支援が必要な家庭に寄り添った相談対応の実施などを通じて、地域における家庭教育支援の取組を後押しした。</p>	<p>引き続き、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会や情報の提供、相談対応、アウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進する。</p>		<p>文部科学省</p>
95	<p>地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への職業的自立支援の推進</p>	<p>就労に当たって困難を抱える若者等(15～49歳の無業の方。以下「若年無業者等」という。)が、充実した職業生活を送ることができるよう「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施する。</p>	<p>令和7年度も引き続き周知・広報によりサポステの認知度を高め、また、高等学校の中途退学者等に対する希望に応じた出張相談等により、これまで支援が届きにくくサポステの利用に至らなかった対象者へのアプローチや、心理的ケアを含む就労支援に取り組む。 これにより、若年無業者等の職業的自立支援の推進を通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。</p>	<p>周知・広報については、令和7年11月に広報サイトのリニューアルを行い、支援対象となる本人のみならず、その家族に向けても、動画、ポスター、リーフレット、タイアップ記事、SNS広告などを活用した周知活動を行った。また、高等学校等との連携により把握した中途退学者等に対しては、自宅等へサポステ職員が訪問し、個別のニーズに応じたアウトリーチ型の相談、各種自立支援プログラムへの誘導を行った他、一部のサポステについては、モデル的に専門の相談員を配置し、地域の関係機関と連携して心理的ケアを含めた就労支援を行う体制を構築した事例を収集し横展開を図った。</p>	<p>引き続き、周知・広報やアウトリーチ型の相談支援に取り組むことに加え、サポステの支援対象者には、高校中退者やひきこもり経験者が含まれ、対人接触の経験が乏しく、職場体験の実践的な支援を受けるまでに必要な「コミュニケーション能力」等の基本的な対人スキルが不足していることを踏まえ、一部のサポステにおいて、モデル的に専門の相談員を配置し、地域のボランティア活動等により地域で人とつながり、活動する機会を活用した就労支援を行う。当該支援から得られた好事例を収集し、横展開することにより、若年無業者等の職業的自立支援の推進を図り、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。</p>	<p>https://saposute-net.mhlw.go.jp/</p>	<p>厚生労働省</p>
96	<p>地域における子ども・若者の育成支援</p>	<p>国は、地方自治体における子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)又は子ども・若者総合相談センター(以下「センター」という。)の設置促進及び機能向上のためのアドバイザー等の派遣や、ひきこもりなど困難な状態にある子ども・若者の支援に当たる者に対する研修等を行っている。</p>	<p>(子ども・若者支援体制の整備推進) 令和7年度は、協議会又はセンターが設置されていない地方公共団体等へのアドバイザーや講師の派遣等を介して協議会又はセンターの設置や機能向上を進めることにより、どこにも「困ったときに助けてくれる人」や「相談できる人」がいないとする子ども・若者の割合が減少することを通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。 (地域における子ども・若者支援に当たる人材養成) 専門的な支援人材及び地域における身近な支援人材の養成・資質向上が進むこと等により、どこにも「困ったときに助けてくれる人」や「相談できる人」がいないとする子ども・若者の割合が減少することを通じて、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。 ※「どこにも「困ったときに助けてくれる人」や「相談できる人」がいないとする子ども・若者の割合」は、「子ども・若者総合調査(仮称)」(令和7年度に実施予定)により把握する。</p>	<p>(子ども・若者支援体制の整備推進) 令和7年度も協議会又はセンターが設置されていない地方公共団体等へのアドバイザーや講師の派遣等による協議会及びセンターの設置促進や機能向上を図ることにより、孤独・孤立の予防・解消に資する取組を行った。 (地域における子ども・若者支援に当たる人材養成) 令和7年度において、「アウトリーチ(訪問支援)研修」及び「子ども・若者育成支援研修」を実施。</p>	<p>令和8年度も引き続き、協議会及びセンターの設置促進や機能向上に資する取組や、子ども・若者支援に当たる者に対する研修等を通じ、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。 また、新たにセンター等の地域の機関・団体において、効果的に相談につなげるための信頼関係を構築し、必要な支援を提供するための「地域における若者支援コーディネート事業」を創設し、子ども・若者支援の機能強化を目指す。</p>		<p>子ども家庭庁</p>

97	地域包括支援センターの運営	地域住民の孤独・孤立対策を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために、地域包括支援センターにおいて総合相談支援等を実施する。	短期目標としては、相談窓口の周知を推進するとともに地域包括支援センターの総合相談件数のモニタリングを実施する。 長期的には、地域住民の孤独・孤立の予防・解消を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを旨とする。	5,487か所(令和7年4月末時点)設置されている地域包括支援センターが中心となって、介護事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等のネットワークを構築し、高齢者の孤独・孤立対策を含む支援ニーズの早期の把握と必要な支援へのつながりを行った。また、総合相談(全国20,710,043件(令和6年度実績))等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行った。	高齢者人口の伸び率や高齢者の実情は地域によって様々であり、地域ごとの工夫が必要になってきている。また、高齢化の進展とともに複雑化・複合化した課題を抱える高齢者が増加する中、ニーズを把握し適切に支援・対応する必要がある。 地域住民の孤独・孤立の予防・解消を含む心身の健康の保持及び生活の安定のために、総合相談をはじめ地域包括支援センターにおける取組を引き続き支援していく。 また、社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の見直しに関する意見を踏まえ、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の包括的支援事業(総合相談支援事業)の相談対象として明確化することとした「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出した。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/	厚生労働省
98	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。	精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、令和7年度は、補助金事業等を活用する等により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する都道府県等を増やし、都道府県等における支援体制の充実を目指す。 これにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに資することを旨とする。	令和7年度も補助金事業等の活用により、都道府県等における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組への支援を行った。また、関係者間で情報やノウハウを共有できるよう、ポータルサイトの設置等に加え、令和7年度から自治体間の情報交換や連携体制の構築推進を目的としたブロック会議を開催した。	引き続き、自治体間の情報交換や連携体制の構築推進を目的としたブロック会議の開催を実施するとともに、補助金事業を通じて、必要な支援を都道府県等に提供する等、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組への支援を行う。	https://nimohoukatsu.mhlw.go.jp/	厚生労働省
99	デジタル推進委員の取組の推進	デジタル社会の利便性を誰もが享受できる環境を作っていくため、既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進よびかけ員と位置付け、幅広く国民運動として展開していくことを目指し令和4年度に開始した。 今後、マイナンバーカードの活用をはじめとする各種取組等の利便性を周知し、広く国民に普及していくことを目指す。	令和7年度も引き続き、国民運動として、「デジタル推進委員」の取組を全国津々浦々に展開し、国民の理解を更に深める。さらに、任命人数の増加に加え、デジタル推進委員の活動を支えるコンテンツの充実を図る。 これにより、高齢者等のデジタルに不慣れな方がデジタル活用の場面において孤独・孤立することがないように、社会全体として、デジタル社会の利便性を誰一人取り残されず享受できる環境の形成を目指す。	関係省庁や地方公共団体等とも連携して、令和8年3月末時点で、5万9,000人を超えるデジタル推進委員を任命するとともに、随時、マイナンバーカード・マイポータル等に関する活動に資する情報を提供する仕組みを構築した。	今後も全国津々浦々に展開できるよう関係省庁、地方公共団体、ボランティア団体等と継続的に連携し、横断的にデジタル推進委員に任命していく。 併せて、各種団体等の活動事例の調査・分析を行い、好事例の横展開や活動を活性化させる仕組みを確立することで、孤独・孤立に悩むデジタルに不慣れな方が身近に相談ができる場の構築にも取り組み、誰一人取り残されずデジタルの利便性を享受できる環境を全国的に整備していく。	https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff	デジタル庁
100	高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進	高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施している。	社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、デジタル活用支援の取組が行き渡るよう、令和7年度は全国6,000か所での講習会の実施を目指す。 これにより、デジタルに不慣れな方がデジタル化の恩恵が受けられ、オンラインによるつながりの機会の提供に資することを旨とする。	民間企業や地方公共団体等と連携し、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、全国の携帯電話ショップ等において実施し、令和7年度は、全国約6,000か所以上で実施した。	「デジタル活用支援推進事業」については、令和7年度をもって終了している。	https://www.digitalkatsu.go.jp/	総務省
101	自立相談支援機関における包括的な支援の強化	生活困窮者自立支援制度の入り口として、生活困窮者や生活困窮者の家族、その他の関係者の相談に応じ、就労や住まいの課題をはじめとする様々な課題を評価・分析(アセスメント)してその状態にあった自立支援計画(プラン)を作成し、必要な支援の提供につなげる。 加えて、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等を行う。	生活困窮者の年間新規相談受付件数を令和7年度までに40万件にするとともに、自立生活のためのプラン作成件数を新規相談受付件数の50%とする。(新経済・財政再生計画改革工程表2022) これにより、生活や住まい等にお困りの方々の地域からの孤立を防止することを旨とする。	令和6年度実績 新規相談受付件数：302,828件 プラン作成件数：89,492件	引き続き、生活困窮者の年間新規相談受付件数を令和12年度までに40万件にするとともに、自立生活のためのプラン作成件数を新規相談受付件数の50%とする。		厚生労働省

102	経済的事情によるデジタルデバイドの是正	過去の料金滞納等により携帯電話契約に困難を抱えた生活困窮者も携帯電話等の契約を行うことができるよう一定の配慮を行っている通信事業者のリスト(以下「リスト」という。)を作成し、自治体等へ情報提供を行う。	リストの周知を通じて、生活困窮者が通信機器を利用できないことにより社会から孤立することを防止することを目指す。	これまでも、過去の料金滞納等により携帯電話契約に困難を抱えた生活困窮者も携帯電話等の契約を行うことができるよう一定の配慮を行っている通信事業者について情報提供を行ってきたところ、令和8年3月には、最新情報に更新した上で自治体等に情報提供を行った。	引き続き、生活困窮者の方の携帯電話の保有が広がるよう、情報提供をはじめとした取組を進めていく。		厚生労働省
103	高齢者、障害者や孤独・孤立化した消費者等の見守り活動等の充実	消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し、「消費者安全確保地域協議会」(以下「見守りネットワーク」という。)の設置・活性化の促進及び地域の見守り活動の担い手となる「消費生活協力員・協力団体」の養成事業を実施している。	令和7年度においては、引き続き見守りネットワークの設置・活性化を促進する。その際、消費者行政部局のみならず、福祉、警察、金融機関及び小売・流通事業者等の多様な主体と連携しつつ、人口規模や地理的な環境等を踏まえ、柔軟かつ重層的な取組を促進する。	見守りネットワーク設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数は、令和8年3月末現在 25。	見守りネットワークの設置は一定程度進展。設置数もさることながら、消費生活協力員・協力団体の活用も含め、見守りネットワークの活動の活性化を支援していく。 また、地方消費者行政強化交付金を通じて、見守りネットワークの活性化と消費生活センターとの連携強化を図る取組を推進していく。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/system_improvement/network	消費者庁
③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進							
104	保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進	かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用の推進に取り組む保険者協議会を支援している。	令和3年度から開始したモデル事業の実施結果を踏まえ、保険者協議会が取組を実施する際の手順等を令和5年度中に整理し、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業を推進してきた。令和6年度からは保険者協議会が行う事業として位置付けており、令和7年度も引き続き保険者協議会の取組を支援する。これにより、かかりつけ医等が医療保険者等と協働しながら、加入者の孤独・孤立を含む社会生活面の課題解消に資することを目指す。	令和7年度は、鳥取県保険者協議会において、社会的課題を有する加入者を支援する取組を実施した。	かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題に対する保健指導の実施や地域の相談援助等の活用が推進されるよう、引き続き、保険者協議会の取組を支援する。		厚生労働省
105	博物館を活用した社会包摂に関する取組への支援	博物館が、社会的・地域的課題に向き合い、その解決に必要な人材確保やアウトリーチ活動を行うなどの先進的な取組を支援している。	令和7年度は、地域の文化拠点として博物館が多様な人々に開かれた場となる取組を支援する。これにより、地域から孤立しがちな若者や高齢者等に対しても、「居場所」を提供することを通じて、多様性の涵養と包摂的な地域づくりを目指す。地域の誰もが文化芸術にふれる機会を提供することで豊かな生活と心を育み、地方創生につながる地域課題の解決と活性化を実現していく。また、中長期的には、地域や他機関と連携しながら社会的・地域的課題に取り組む博物館が増加することを目標とする。(民間の主体と連携する博物館の割合:企業等29.9%、企業団体等31.6%(令和元年度))	令和7年度は、Innovate MUSEUM事業において、「地域課題対応支援事業」として、16事業を採択。博物館が中核となって、学校等の教育機関や医療・福祉施設等、地域の多様な主体と連携し、社会包摂をはじめとする社会的・地域的課題の解決に向けた取組を推進した。	引き続き、事例集の発行や、事例発表会の開催等、好事例の横展開を図るとともに、博物館を中核とした社会的・地域的課題の解決の取組が持続可能なものになるような地域連携体制づくりを支援していく。	https://innovatemuseum.m.bunka.go.jp/	文部科学省
106	「つながりの場所」としての自然公園の活用	自然とのふれあいや地域との交流の機会を提供することで、「つながりの場所」として国立公園をはじめとする自然公園の活用を推進するため、魅力的な自然体験アクティビティの造成を支援し情報発信を行う。	自然とのふれあいや地域と交流する「つながりの場所」としての自然公園において、訪問者が心身をリフレッシュする機会を提供することにより、人と人との緩やかなつながりづくりを推進することが必要との認識の下、令和7年までに日本人・訪日外国人ともに、国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させることを目指す。	令和6年自然公園等利用者数調の数値では、国立公園利用者数は3億3,614万人と前年比4.2%の増加であり、新型コロナウイルスの影響前(平成31年)と比較すると、まだ約91%の回復となっている。令和6年以降も来訪者回帰の傾向が見られる。	「国立公園に、行ってみよう!」サイト等を活用しながら、自然体験コンテンツの情報発信に努める。	https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/	環境省

107	「つながりの場所」としての都市公園の活用	多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む都市公園の事例について収集・周知を図る。	令和7年度は、多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例を収集・周知することにより、都市公園における居場所づくりに関する取組が一層促進されることを目指す。	令和7年度も引き続き、地方公共団体が主体となって実施する孤独・孤立施策について、多様な主体と連携したコミュニティ形成等に資する様々な活動を通じ、緩やかなつながりを築ける居場所づくりに取り組む事例の周知を図った。	令和8年度も引き続き、公園愛護会のような公園で形成されたコミュニティにおいて、高齢者の居場所づくりに取り組む優良な事例の収集・周知を図り、引き続き、都市公園における居場所づくりに関する取組が一層促進されることを目指す。	https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001880642.pdf	国土交通省
④地域における包括的支援体制等の推進							
108	地域におけるこどもの見守り体制の強化	こどもの宅食等を行う民間団体等と連携して食事の提供等を通じたこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもの見守り体制の強化を支援している。	令和7年度は、見守り活動を通じてこどもの支援を地域ぐるみで進める支援対象児童等見守り強化事業等を活用し、地域に根ざした民間団体や関係機関と自治体の連携による状況把握・見守り・支援を一層強化することにより、こどもや子育て家庭の孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。	支援対象児童等見守り強化事業の実施により、令和7年度も引き続き、こどもの支援を地域ぐるみで行う地域に根ざした民間団体と自治体が協働して見守り活動等を行うことで、地域におけるこどもの見守り体制強化の一層の強化を図ることができた。	こどもや子育て家庭の孤立に伴う困難が引き続き顕在化していることから、こどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じたこどもの状況・把握を行い、見守り体制を強化することで、子育て世帯が孤立しないように引き続き支援を行っていく。		こども家庭庁
109	児童相談所の体制整備等による相談体制の強化	地方公共団体の設置している児童相談所の児童福祉司の増員や、SNSによる一元的な相談受付体制の整備等の取組を支援している。	児童相談所における相談支援体制を強化し、孤独・孤立状態にあるこどもや保護者からの相談に十分に対応できるようにするため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、令和8年度末までに児童福祉司の配置を7,390人程度とすることを旨とする。	令和7年度末児童福祉司の配置数：6,866人（見込み）	「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、依然として児童虐待相談対応件数が高い状況にあることや、現在の増員状況も踏まえ、令和6年12月に令和8年度までに910人程度を増員し、7,390人とすることを目標とした。引き続き児童相談所における相談支援体制を強化し、孤独・孤立状態にあるこどもや保護者からの相談に十分に対応できるようにする。	https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_re_sources/1180589f-d9c1-4992-8180-e8de010ea983/f8ecc5e3/20241224-policies-	こども家庭庁
110	フードドライブの推進	「フードドライブ実施の手引き」を自治体等へのフードドライブの実施支援や消費者等への普及啓発に活用するなどにより、フードドライブを推進する。	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、令和7年度は、自治体等へのフードドライブ実施支援とともに、消費者等へのフードドライブ認知度向上と理解促進を図り、フードドライブを普及させる。これにより、地域における「居場所づくり」等の活動を行うこれらの団体・施設等への支援を通じて、孤独・孤立の予防に貢献することを目指す。	約630の自治体が「フードドライブ実施の手引き」を認知しており、また、約840の自治体が「フードバンク・フードドライブの推進」に関する取組を実施（令和7年度、環境省実施調査により把握）。	引き続き、令和7年度に見直しを行った「フードドライブ実施の手引き」等を活用し、認知数及び実施数の向上を図るため、周知啓発を実施していく。		環境省
111	中卒者や高校中退者への学習支援	「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」により、高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援している。	令和7年度は、「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」を継続的にを行い、学習相談等の提供、学習支援等の実施のほか、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援する。このような中卒者や高校中退者に対して地域の学習施設等を活用した学習相談・学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに貢献することを目指す。また、長期的には「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」における優良事例の横展開を行い、全国的な取組の推進・強化を図っていく。	令和7年度は8自治体を採用し、事業を実施。高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援した。	各自治体の事例を収集し、公表することで好事例の横展開を図る。また、250以上の自治体は、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答しており（文部科学省調べ）、国による支援を継続することが重要。	https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/manabinaoshi/mext_00955.html	文部科学省

112	学校卒業後における障害者の学びの推進	「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」の実現に向け、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究事業及び調査研究事業を行っている。	令和7年度は、これまで蓄積してきた多様な生涯学習モデルの普及啓発を強化し、都道府県を中心とした取組の広がりに重点を置く形で、施策の充実を図る。これにより、地域における障害者の生涯にわたる学び(学習・文化芸術・スポーツ等)の機会の充実を通じて、障害の有無にかかわらず、誰もが共に学び、生きる共生社会の実現を目指す。	令和7年度は、「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」において、31団体を採択し、全国各地の障害者の生涯学習に係る取組を支援するとともに、普及啓発を目的とした「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国18か所で開催した。 また、障害者の生涯学習支援活動について他の模範と認められる者に対し、文部科学大臣表彰を行っており、令和7年度は51件を表彰した。	継続的な支援が可能な仕組み作りに向けた機運の醸成を目指し、都道府県を中心とした取組の広がりに重点を置く形で、施策を充実させる。	https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm	文部科学省
113	ヤングケアラーの支援に関する取組	国及び地方公共団体が、ヤングケアラーの認知度向上に取り組むとともに、国は、地方公共団体におけるヤングケアラーの支援体制を強化するための財政支援を実施している。	令和7年度は、令和4年度から令和6年度に実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、更にヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開を行うことにより、ヤングケアラーの早期把握・支援につながる社会風土の更なる醸成を図るとともに、引き続き、地方公共団体におけるヤングケアラー支援体制の強化、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。 これにより、ヤングケアラーの早期発見・支援につなげ、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。	令和4年度から令和6年度までの実施した認知度向上の集中取組期間を踏まえ、令和7年度、国において、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる広報啓発を行うとともに地方公共団体における広報啓発への支援を行った。また、地方公共団体におけるヤングケアラー支援体制の構築・強化及び当事者団体や支援団体のネットワークづくりへの支援を行うことで、ヤングケアラーの早期把握・支援につなげ、孤独・孤立の予防・解消に資する取組を実施した。	令和8年度も引き続き、ヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開や各種支援を展開するほか、ヤングケアラー支援において関連分野の支援者等が活用可能なツールや情報に関する調査研究等により、本人と家族の円滑な関係構築に関する支援事例、ヤングケアラーが活用可能な相談支援・心理支援・居場所などの社会資源、福祉・介護・医療・就労・教育の各分野や民間企業等で実施されている学習支援や就労を含む体験支援・柔軟な就労機会に関する情報をとりまとめ自治体等へ周知し、ヤングケアラーの早期把握・支援につなげ、孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。		こども家庭庁
114	地域における効果的な熱中症予防対策の推進	高齢者(中でも特に単身高齢者)は熱中症リスクが高く、医学的要因・感覚的要因からエアコンの不使用や水分・塩分の摂取不足が見られる。高齢者等の熱中症弱者に対する熱中症対策を進めるため、熱中症対策普及団体の制度の活用を含む、地域における高齢者等の見守り・声かけ等の活動を推進することで熱中症予防行動に関する自助の意識の向上を図るとともに、熱中症の早期発見と対応の共助・公助の地域コミュニティを形成する。	高齢者(中でも特に単身高齢者)は熱中症リスクが高いことから、高齢者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域づくりを目指す。これにより、「熱中症対策実行計画」の中期的な目標(2030年)として掲げている熱中症による死亡者数を現状(※)から半減させるといった目標の達成を目指す。 ※5年移動平均死亡者数を使用、令和5年(概数)における5年移動平均は1,327人	令和7年(概数)における熱中症による死亡者数の5年移動平均は1,513人であった。 ・高齢者等への見守り・声かけ等の活動の強化など、地域における熱中症対策の推進を目的として、都道府県や市区町村の担当者を支援するため、熱中症対策の推進に関する相談・支援を行った。 ・地域モデル事業において、地域で活動する団体や企業等と協働した高齢者等への見守り・声かけ活動等の取組を実施している地方公共団体を支援するとともに、「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」において、取組事例の周知を図った。 ・高齢者等への見守り・声かけについて事務連絡を发出し「高齢者のための熱中症対策(リーフレット)」の周知を図った。	高齢者等の見守り・声かけ等の地域における熱中症対策をより一層推進するため、引き続き、熱中症予防施策に関して先駆的な取組を行っている事例等を収集し、地方公共団体等へ情報共有を行う。 ・高齢者のための熱中症対策(リーフレット) https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530/leaflet_for_elderly.pdf ・「熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて」事務連絡 https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250815_notice2.pdf		環境省
115	成年後見制度・権利擁護支援の取組の促進	地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていく。	令和7年度においては、令和6年度に実施した第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証の結果を踏まえ、都道府県・市町村等に対する成年後見制度利用促進体制整備推進事業や成年後見制度利用促進体制整備研修事業の実施等を通じて権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を推進すること等により、引き続き、全国どの地域においても、孤独・孤立の状態に置かれている人も含めた制度の利用を必要とする全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す。 小規模の町村などで体制整備が進んでいない状況もみられる中で、体制整備を進める自治体が必要に応じて活用できる支援として、成年後見制度利用促進体制整備推進事業による支援を引き続き実施した。 なお、中核機関の整備については、令和7年4月1日時点で1,340市町村(約76.9%)。	地域連携ネットワークづくりの推進や総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透など更なる制度の運用改善等に向けた取組を通じ、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指して取組を進めている。 令和8年度は、上記の法律案や成年後見制度の見直し内容、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証の結果等を踏まえ、第三期成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて成年後見制度利用促進専門家会議を開催し、関係者と意見交換を行いながら地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の充実などの成年後見制度利用促進の取組を進めていく。	第二期成年後見制度利用促進基本計画 https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書 https://www.mhlw.go.jp/content/1200000/001435369.pdf		厚生労働省

116	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員の活動に必要な交通費や電話代等の実費弁償としての活動費について地方交付税措置を講じている。	令和7年度は、民生委員・児童委員活動の実態に応じた支援を行うことで、孤立しがちな様々な課題を抱える住民への訪問や見守り活動などを通じて、地域福祉の推進を図ることを目指す。	令和7年度も、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえ、引き続き支援を行った。今後も地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。	都道府県等が民生委員・児童委員に対して支弁する活動費について地方交付税措置を講じているが、令和8年度に引上げを実施するとともに、民生委員・児童委員の活動実態を踏まえて、引き続き支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていくこととしている。		厚生労働省 こども家庭庁
117	社会福祉協議会への支援	各都道府県及び各指定都市社会福祉協議会に福祉活動指導員を、各市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員を配置するため、都道府県及び市町村に対して地方交付税措置を講じている。	令和7年度は、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の実態に応じた支援を行うことで、地域福祉の推進を図ることを目指す。	令和7年度も、社会福祉協議会において地域福祉の推進に向けた取組を安定的に実施できるよう、福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置に必要な経費を確保した。	福祉活動指導員及び福祉活動専門員の人員配置や活動状況を踏まえて、引き続き、その設置に必要な経費について支援していくことで、地域福祉の推進のための環境整備を進めていく。		厚生労働省
118	生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進	生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、総合的な相談支援、入居前から入居後の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備を推進する。	令和7年度は、生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、引き続き、総合的な相談支援、入居前から入居後の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備の取組を推進する。これにより、安定した住まいの確保に向けて支援を行うことで、生活困窮者等の孤独・孤立対策に資することを旨とする。	生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けて、総合的な相談支援、入居前から入居後の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備の取組を推進した。また、生活困窮者自立支援法を改正(令和7年4月施行)し、居住支援の一層の強化を図った。	生活困窮者自立支援法改正法の施行を踏まえ、引き続き、生活困窮者等の安定した住まいの確保に向けた取組を推進する。		厚生労働省
119	生活困窮者の就労準備支援	就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	孤独・孤立の問題を抱えやすい生活困窮者に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成から支援を行うため、令和7年度は、就労準備支援事業の実施自治体数の増加を目指す。	就労準備支援事業の実施自治体数の増加 ・令和5年度 732自治体(81%) ・令和6年度 747自治体(82%) ・令和7年度 764自治体(84%) ※令和7年6月時点	引き続き、生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からをどの地域でも行えるよう、就労準備支援事業の実施自治体数の増加を目指していく。		厚生労働省
120	困難な問題を抱える女性支援	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。)に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。	時代とともに多様化する困難な問題を抱える女性を対象として、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供できるようにする。これにより、困難な問題を抱える女性の孤独・孤立の予防・解消に資することを旨とする。	困難な問題を抱えた若年女性等について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う事業の実施に要する費用の補助について、令和7年度は23自治体に対して行った。 また、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、女性相談支援員を配置する都道府県・市町村(特別区を含む。)単位で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、都道府県・市町村の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークを構築、運営に要する費用の補助について、令和7年度は28自治体を実施している。 これらの施策を通じて、困難な問題を抱える女性の孤独・孤立の予防・解消を図った。	困難な問題を抱える女性の孤独・孤立の予防・解消のために引き続き、本事業による支援を推進していく。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html https://anata-no-mikata.mhlw.go.jp/	厚生労働省

121	地方公共団体における再犯防止の取組の推進	地方公共団体による再犯防止の取組を一層促進し、犯罪をした者等が、刑事司法手続を離れた後も地域において必要な支援を受けられるようにするため、国及び都道府県の取組として「地域再犯防止推進事業」を実施している。また、地方公共団体に対して、再犯防止に関する知見を提供するとともに、地方公共団体が実施する効果的な取組や事例を共有するための協議会を開催している。	・短期的目標①:令和7年度は、「地域再犯防止推進事業」の直接支援の支援件数につき、対前年度比増を目指す。 ・短期的目標②:令和7年度は、地方再犯防止推進計画の計画策定数につき、対前年度比で1割以上の増加を目指す。 ・長期的目標:犯罪をした者等のニーズを把握し、適切な支援を提供することを通じて、それらの者が孤立することなく、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂されること、ひいては再犯等を防止することを目指す。	令和7年度は、「地域再犯防止推進事業」の直接支援の支援件数が3,672件となり(対前年度比387件増)、短期的目標を達成した。 ・令和7年度は、地方再犯防止推進計画の計画策定数が1,015団体となり(対前年度比25%増)、短期的目標を達成した。	引き続き地方公共団体に対して適切な情報提供や助言等の必要な支援を行い、地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る。	https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00041.html	法務省
122	少年鑑別所(法務少年支援センター)による地域相談活動	少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。	令和7年度は、地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、受付窓口の利用しやすさの向上や、法務少年支援センターが提供できるノウハウの周知広報のための取組の一層の積極化を図る。これにより、必要な支援が複数の領域にまたがる孤独・孤立の問題に、教育関係機関や保健・福祉機関等との連携の下で適時の支援が可能となる環境の整備を推進する。	令和7年における地域援助実施件数は15,407件(速報値)であった。取り分け、教育関係機関の依頼による実施件数は最も高い割合を占め、次いで、保健・福祉関係機関の割合が高い状況であるところ、複数の領域にまたがる支援が求められる孤独・孤立の問題に関しては、関係機関との緊密な連携の下での対応に努めている。 また、地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、ホームページをリニューアルするなど、受付窓口の利用しやすさの向上や、法務少年支援センターが提供できるノウハウの周知・広報のための取組の一層の積極化を図った。	引き続き、地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、受付窓口の利用しやすさの向上や、法務少年支援センターが提供できるノウハウの周知広報のための取組の一層の積極化を図るとともに、教育関係機関や保健・福祉機関等との連携の下で、孤独・孤立の問題を抱える対象者に対して適時の支援が可能となるよう、環境の整備を推進していく。		法務省
123	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進	平成21年度より、「地域生活定着支援センター」を整備し、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者等に対して、保護観察所等と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげている。	地域生活定着支援センターが重層的支援会議や(自立支援)協議会等の各種協議体に参加した回数を、令和7年度は480回以上(1か所の地域生活定着支援センター当たり平均10回以上)にする。 また、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務終了事由の再犯等の者の人数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の2年平均の値を、令和7年度は21.1%以下とする。 これらの他機関連携による取組を通じ、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰及び地域社会への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止し、また、孤独・孤立の防止に資することを目指す。	地域生活定着支援センターが重層的支援会議や(自立支援)協議会等の各種協議体に参加した回数は、令和7年度については現在集計中であるが、令和6年度は514回であった(令和7年度実績については、令和8年7月頃集計予定)。 また、矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務終了事由の再犯等の者の人数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、令和7年度の直近の2年平均の値は、20.8%であった。	引き続き、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の社会復帰及び地域社会への定着を促進させるよう取り組む。 特に、地域生活定着支援センターが、重層的支援会議や(自立支援)協議会等の各種協議体に参加することなどを通じて、官民協働の支援ネットワークを構築強化し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止し、また、孤独・孤立の防止に資することを目指す。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html	厚生労働省
124	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発	適格消費者団体等と、孤独・孤立や周辺分野の対策を行う団体等との連携を促進するなど、孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、孤独・孤立した消費者に向けた被害の防止・回復に向けた周知・啓発を促進する。	令和6年度は、これまでの事業の成果や明らかになった課題等を踏まえ、消費者被害の拡大防止や被害回復に向けた周知・啓発を図るとともに、適格消費者団体等が孤独・孤立した消費者の被害状況を把握できる環境を整えることを目指す。	令和4年度～令和7年度においては、適格消費者団体等と孤独・孤立対策に取り組むNPO等との連携を促進し、孤独・孤立に起因した消費者被害に係るオンライン相談会及びシンポジウムを実施した。	令和4年度から開始した「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等」は、孤独・孤立を始めとする複合的な要因で生じる消費者被害に対応するため、毎年度、連携するNPOの対象分野を設定し、当該分野に関連するNPO等と適格消費者団体等の連携関係の構築を目的としたシンポジウム等を開催してきたところ、団体間の連携関係の構築が一定程度なされたため、終了した。		消費者庁

125	外国人のための日本語教育の推進	<p>・外国人等に対する日本語教育の推進のため、日本語教育の全国展開・学習機会の確保や日本語教育の質の向上等のための施策を実施している。</p> <p>・外国人児童生徒等の就学、学校における日本語指導や支援体制整備等の支援のための補助事業や、特別の教育課程の編成による日本語の特別の指導を実施している。</p>	<p>言語や宗教、生活等の多様な文化的な背景がある外国人児童生徒にとって、孤独・孤立を感じやすい。そのため、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう日本語教育環境を整備する。</p> <p>令和7年度は、日本語学習者を増加させることを通じ、以下を目標に外国人との共生社会の実現を推進する。</p> <p>・年齢の全ての外国人のこどもの就学状況が把握されとともに、就学案内や就学奨励の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人のこどもが就学することができる。</p> <p>・全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等を受けすることができる。</p> <p>・全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる。</p>	<p>令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づき認定日本語教育機関の認定、日本語教員試験の実施、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録、登録日本語教員の登録を実施中。</p> <p>外国人児童生徒等の就学、学校における日本語指導や支援体制整備等の支援のための補助事業を行うとともに、特別の教育課程の編成による日本語の特別の指導を推進した。</p>	<p>引き続き、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和6年4月施行)に基づき、日本語教育機関の認定等を通じて、日本語教育環境の整備を図る。</p> <p>引き続き、年齢の全ての外国人のこどもの就学状況が把握されとともに、就学案内や就学奨励の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人のこどもが就学し、全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等を受けすることができることも、全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることが実現できるよう取り組む。</p>	<p>https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm</p>	文部科学省
126	身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するための試行的な取組の実施	<p>令和6年度から、市町村を実施主体とするモデル事業として、</p> <p>・身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域で利用可能な社会資源につなげるコーディネーターを配置した窓口の整備を行う取組や、</p> <p>・十分な資力がないこと等を理由として、民間事業者により支援を受けられない方を対象に、意思決定支援を行いながら、日常生活の支援などをパッケージで提供する取組を実施し、課題の整理等を行う。</p>	<p>令和7年度は、引き続きモデル事業の実施を通じて課題の整理等を行い、好事例の横展開を目指す。</p>	<p>令和7年度においては、包括的な相談・調整窓口の整備の取組を11自治体、総合的なパッケージ支援の取組を21自治体で実施し、ヒアリング等により課題の整理等を行うとともに、他の自治体が参考にできるように、取組内容をまとめたスライドを作成した。</p>	<p>モデル事業の取組を通じて課題の整理等を行い、好事例の横展開を目指すとともに、社会保障審議会福祉部会の報告書の内容を踏まえ、頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図ることとする社会福祉法等の一部を改正する法律案を閣議決定して本国会に提出した。上記の法律案等を踏まえ、必要な取組を推進する。</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.htm</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/001676828.pdf</p>	厚生労働省
127	高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて	<p>独居高齢者等の増加が見込まれる中、身元保証や日常生活支援、死後事務等を契約に基づいて行う事業者(「高齢者等終身サポート事業者」)が増加してきている。</p> <p>高齢者等終身サポート事業については、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要である。</p> <p>今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係府省庁横断で整理し、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定した。</p>	<p>高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う「高齢者等終身サポート事業者」の増加を踏まえ、事業者が遵守すべき法律上の規定や留意事項等について、ガイドラインの普及を図るとともに、関連制度等の必要な見直しを検討する。</p> <p>これにより、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進することや、利用者が安心して事業を利用できることを目指す。</p>	<p>利用者が安心して高齢者等終身サポート事業のサービスを利用できるよう、関係府省庁と連携して、令和7年度も「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知に取り組んだ。</p>	<p>関係府省庁が連携して、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、業界団体の取組の後押しを行いながら、高齢者等終身サポート事業の適正な事業の確保にむけた取組を進める。さらに、頼れる身寄りがない高齢者等への支援の拡充について盛り込んだ「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出し、頼れる身寄りがない高齢者等への支援を進める。</p>	<p>https://www.mhlw.go.jp/content/001262630.pdf</p>	厚生労働省、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、経済産業省、国土交通省
⑤関連施策の推進							
128	良質なテレワークの導入・定着促進	<p>適切な労務管理下におけるテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドライン(※)に沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。</p> <p>(※)テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン</p>	<p>労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・定着の促進を通じて、孤独・孤立対策に資する。令和7年度に実施するテレワークセミナーにおける労務管理の講義について、受講者に実施するアンケートにおいて、その80%以上から「テレワークガイドライン」について理解することができた旨の回答を得る。</p>	<p>令和7年度に実施したセミナーにおいて実施したアンケート結果については、受講者の90.6%がテレワークガイドラインについて理解することが出来たという旨の結果となった。</p>	<p>令和8年度も引き続き、テレワークセミナーを実施予定であるため、セミナーにおいてより一層、ガイドラインへの理解を深めてもらうことを目指す。</p>	<p>https://telework.mhlw.go.jp/</p>	厚生労働省

129	職業訓練等の活用促進	公的職業訓練は、キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる無料の職業訓練を提供している。 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、また、主体的な能力開発の取組を支援するため、給付金を支給している。	令和7年度も引き続き、無料の職業訓練を受講する機会を提供し、就職を支援することを通じて、必要な職業スキルや知識を習得し、生活に困窮する方々を含めた求職者が希望する仕事に就くことを目指す。 令和6年度は、高等職業訓練促進給付金を受給しながら、就職を容易にするために必要な資格の取得や主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	令和7年度も、キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができる無料の職業訓練を実施した。(厚生労働省) 令和6年度は、高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者のうち73%が就業に繋がった。(こども家庭庁)	令和8年度も引き続き、無料の職業訓練を受講する機会を提供し、就職を支援することを通じて、必要な職業スキルや知識を習得し、生活に困窮する方々を含めた求職者が希望する仕事に就くことを目指す。(厚生労働省) 引き続き、就職を容易にするために必要な資格の取得や主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。(こども家庭庁)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html	厚生労働省 こども家庭庁
130	難聴者のための聴覚補助機器の利用による社会参加の推進	障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保等を図るために身体機能を補完又は代替するように製作されたもので、かつ長期間継続して使用される用具について、同一の月に購入等に要した費用を合計した額から対象者等の負担能力を斟酌して政令で定める額を控除して得た額を支給している。 補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施している。 難聴者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与するため、補聴器を必要とする難聴者等に対する補装具費の支給、補聴器販売者の技能向上研修事業及び適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起を実施する。 自治体における難聴高齢者の早期発見・早期対応の取組を促進する。	令和7年度は、 ・補装具費支給申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約、身体に適合した補聴器の利用等ができるよう、市町村に協力を要請し、補装具事業者の経歴や実績などを助案の上、情報の提供に努めていく。 ・購入時の注意点を広く周知することにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努める。 ・難聴高齢者の早期発見・早期対応に資する調査研究を行う。 これにより、難聴者が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与することを旨とする。	・難聴高齢者の早期発見・早期対応に関する調査研究事業を実施(令和5年度・令和6年度)。令和5年度の調査研究結果を踏まえ、自治体向けに「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き」を作成し、周知を行った。 ・補装具費支給申請者が適切な補装具事業者の選定及び契約、身体に適合した補聴器の利用等ができるよう、市町村から申請者に対して補装具事業者の経歴や実績などを助案の上、情報提供することについて協力を要請した。 ・購入時の注意点を広く周知することにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止に努めた。	令和6年度の調査研究結果を踏まえ、令和5年度に作成した自治体向けの手引きを改訂し、今後、周知を行う予定。 引き続き、補装具費支給制度の適切な運用や消費者被害の未然防止及び拡大防止に向けた周知に取り組む。	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_029	厚生労働省 消費者庁
131	障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実	障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実を図るため、生活介護及び短期入所の整備を推進する。	国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画(令和6～8年度)において、生活介護及び短期入所の必要なサービス量を定めることとしている。これらの必要なサービス量の確保により、人と人とのつながりを築ける居場所づくりに資することを旨とする。	国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画(令和6～8年度)において、生活介護及び短期入所の必要なサービス量を定め(現在集計中)、生活介護及び短期入所の整備を推進することにより、人と人とのつながりを築ける居場所づくりを進めている。	引き続き、生活介護及び短期入所の整備を通じて障害者の日中活動支援や家族等のレスパイト機能の充実を図り、人と人とのつながりを築ける居場所づくりに資することを旨とする。		厚生労働省
132	単身等の障害者の居宅訪問や見守り等の支援の充実	一人暮らし等の障害者の地域生活を支援するため、自立生活援助及び地域定着支援の整備を推進する。	国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画(令和6～8年度)において、自立生活援助及び地域定着支援の必要なサービス量を定めることとしている。障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備を推進することにより、障害者の居場所づくりを通じた孤独・孤立の予防に資することを旨とする。	国の基本指針に基づき、自治体は第7期障害福祉計画(令和6～8年度)において、自立生活援助及び地域定着支援の必要なサービス量を定め(現在集計中)、障害者の地域生活の継続の支援を行う自立生活援助及び地域定着支援の整備を推進することにより、障害者の居場所づくりを通じた孤独・孤立の予防の取組を進めている。	引き続き、自立生活援助及び地域定着支援により障害者の地域生活の継続の支援を行い、障害者の居場所づくりを通じた孤独・孤立の予防に資することを旨とする。		厚生労働省
133	摂食障害治療における支援体制の整備	摂食障害への早期発見・早期支援の実現及び適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備を推進する。	空白地帯のブロック(北海道・近畿・中国・四国・沖縄)で摂食障害支援拠点病院が指定され、最終的に各都道府県において摂食障害支援拠点病院が存在し、均一な摂食障害の治療支援が実施できるような体制の整備を目指す。 これにより、全国で、摂食障害患者の相談窓口を明確にし、相談しやすい環境をつくり、早期に適切な支援につなげる体制を整備することで、摂食障害患者の孤独・孤立の問題の予防・対応にも資することを旨とする。	令和7年度に新たに長野県、富山県において摂食障害支援拠点病院が指定された。	引き続き、各都道府県において摂食障害支援拠点病院が設置され、均一な摂食障害の治療支援が実施できるような体制の整備を目指していくとともに、全国で摂食障害患者の相談窓口を明確にし、相談しやすい環境をつくり、早期に適切な支援につなげる体制を整備することで、摂食障害患者の孤独・孤立の問題の予防・対応にも資することを旨とする。		厚生労働省

134	休眠預金等活用制度の活用	休眠預金等活用制度(以下「本制度」という。)は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき、10年以上にわたり取引のない預金等を活用し、行政が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的とした民間公益活動を支援するもの。	令和7年度においても、本制度が、交流の場や居場所づくりなど、民間団体の行う孤独・孤立対策に係る事業に多数活用されることにより、地域における孤独・孤立対策に取り組む民間団体の活動や育成を通じて、孤独・孤立の解消に貢献することを旨とする。	孤独・孤立対策を始めとする社会の諸課題の解決に資する事業を実施する「実行団体」は、累計で1524団体(令和8年1月時点)採択された。	今後も、本制度が民間団体による孤独・孤立対策に係る事業に更に活用されるよう、引き続き指定活用団体とともに本制度の積極的な周知・広報を行う。	<p>○内閣府 民間公益活動 促進のための休眠預金等活用 https://www8.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html</p> <p>○一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 https://www.janpia.or.jp/</p> <p>○休眠預金活用プラットフォーム https://www.kyuplat.com/</p>	内閣府
135	離婚及びこれに関連する制度の検討	第213回国会(令和6年)において、子の利益を確保する観点から、離婚後の子の養育の在り方に関する民事基本法制を見直す民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号。以下「民法等改正法」という。)が成立した。法律の円滑な施行に向けた準備を進める。	父母が離婚した後の子の養育の在り方に関する民事基本法制を見直す民法等改正法について、公布後2年以内に予定されている施行までの間に、円滑な施行に向けた準備を進め、これにより子の利益を図り、当該子の孤独・孤立の予防・解消等に資することを旨とする。	令和8年4月1日の改正法の施行までの間に、関係府省庁等連絡会議の設置、改正法の周知広報用のパンフレットやポスター等の配布、改正法の解説動画の公開、調査研究等、法律の円滑な施行に向けた準備を行い、関係府省庁等とも連携して、子の利益を図るための周知広報を行った。	令和8年4月1日の改正法の施行の後、父母の離婚等に直面する子の利益を図るため、令和8年度において、引き続き、関係府省庁等とも連携して、法務省ウェブサイトや共同養育計画に関するパンフレット等を活用した改正法の周知広報を行う。	<p>https://www.moj.go.jp/MIINJI/minji07_00357.html</p>	法務省
136	聴覚障害者等に対する電話リレーサービスの円滑化	電話リレーサービスとは、手話通訳者などが通訳オペレーターとして、聴覚障害者等(聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者)による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。 聴覚障害者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与するため、電話リレーサービスの円滑な提供及び利用者の増加につなげるための普及促進を実施する。	令和7年度は、電話リレーサービスの円滑な提供及び利用者の増加につながるための普及促進に努めることにより、聴覚障害者等が人と人とのつながりを実感できる社会に寄与することを旨とする。	令和7年度においては、関係府省庁と連携し、府省庁内及び関係団体への周知を行った他、また、電話リレーサービスについての理解を深め、より円滑なコミュニケーションを行うことを目的として、企業等で電話対応業務やその管理を担当する方・障害者雇用を積極的に実施している企業の方などを対象に、「電話リレーサービス・文字表示電話サービスに関する講習会」を実施した。また、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を開催し、同検討会の報告書を取りまとめ、公表した。同報告書では、電話リレーサービス提供業務はこれまで4年超に渡り概ね適正・確実に実施されてきたと一定の評価がされた一方、利用登録数の増加、法人利用の拡大、受話側の認知度の向上等の利用者確保や利用円滑化に向けた周知広報等の課題への対応の方向性が示された。同報告書で示された提言を踏まえ、必要な対応に取り組んでいくこととしている。	令和8年度は、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会報告書」で示された提言を踏まえ、引き続き電話リレーサービスの普及促進に努めるなど、必要な対応に取り組んでいく。	<p>https://www.soumu.go.jp/info-accessibility-portal/telecomrelay/seminar/</p>	総務省

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する							
①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援							
137	労働者協同組合の活用促進	多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う地域の取組の支援等を行い、NPO法人とも異なる新たな法人格である労働者協同組合の活用を促進する。	令和6年度より、3か年を実施期間とする労働者協同組合活用促進モデル事業を通じて、多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援しており、令和7年度も引き続き、労働者協同組合の活用促進に取り組む。 これにより、多様な働き方が可能となる職場環境の整備、多様な雇用機会の創出がされることを通じ、孤独・孤立の予防・解消に資すること及び、労働者協同組合の活動を通じて、地域のつながりが形成され、孤独・孤立を感じている者の居場所をつくることを目指す。	令和6年8月より5つの都道府県において労働者協同組合活用促進モデル事業が実施されており、各地域において様々な目的を実現するための労働者協同組合の設立に向けた取組が進められている。 同事業を通じて令和8年4月1日時点で9つの労働者協同組合が設立されており、今後もさらなる設立が見込まれている。 また、周知広報等を行うことで、円滑な法律の施行を図っている。	引き続き労働者協同組合活用促進モデル事業を通じて労働者協同組合の活用促進に取り組み、孤独・孤立の予防・解消を含めた地域課題の解決に資するようにする。	厚生労働省	
138	生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を実施する民間団体への支援	生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。	生活困窮者等の孤独・孤立対策に関して、令和7年度は、NPO等民間団体が独自に行う先駆的・効果的な支援活動等に対して重点的な支援を行い、既存の制度では十分に対応ができていない部分に対し、取組の拡充を含めた効率的な課題解決を目指す。	令和7年度は、社会福祉振興助成事業において、88団体の取組に対する助成を実施。	令和8年度においても、NPO等民間団体が独自に行う先駆的・効果的な支援活動等に対して重点的な支援を行い、既存の制度では十分に対応ができていない部分に対し、取組の拡充を含めた効率的な課題解決を目指す。	厚生労働省	
139	孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援活動や居住環境における交流創出に対する支援	居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う。	住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目指し、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度までに50%とする(住生活基本計画(全国計画)の成果指標を引用)。 また、孤独・孤立対策や要配慮者の居住の安定を確保する観点からは、住宅の確保だけでなく、入居後の見守り等の生活支援を含めた切れ目ない支援を行うことが重要であるため、このような支援活動を行う居住支援法人の指定数の増加を促進する。	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率:39%(令和7年度末時点) 居住支援法人の指定数:1,167法人(令和8年3月末時点)	引き続き、孤独・孤立の問題を抱える住宅確保要配慮者に対しきめ細かな支援を行うため、居住支援法人等に対する支援を実施する。 セーフティネット機能の更なる充実を目指し、令和17年度までに居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率が9割となることを目指す。	(居住支援協議会) https://www.mlit.go.jp/iu-takukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html (居住支援法人) https://www.mlit.go.jp/iu-takukentiku/house/jutakukentiku_house_fr7_000026.html	国土交通省
140	困難や不安を抱える女性へ寄り添った相談支援等に取り組む地方公共団体の支援	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に基づき、地方公共団体が行う孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用した相談支援等の地域の実情に応じた取組を支援する。	孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう、令和7年度は、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性に寄り添った相談等、新たに取組を実施する地方公共団体を増加させる。	令和7年度においては、地方公共団体が行う孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、NPO等の民間団体の知見を活用した相談支援等の地域の実情に応じた取組を支援した。	孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう令和8年度は、NPO等の民間団体の知見を活用して行う、女性に寄り添った相談等、新たに取組を実施する地方公共団体を増加させる。	https://www.gender.go.jp/policy/chihou_renkei/kofukin/r07/index.html	内閣府

②NPO等との対話の推進

③連携の基盤となるプラットフォームの形成

141	孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営	孤独・孤立の問題に継続して対応するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から官民連携プラットフォームを設置し、このプラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動、先導的取組・学術研究等の情報共有、総合啓発活動等を実施する。	令和7年度は、国において設置する孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの分科会において、孤独・孤立に係る各テーマごとの課題等の検討を一層進めることに加え、検討の成果を政策に反映させていくことに努める。 また、孤独・孤立に悩む方々への支援が的確かつ着実に届くよう、官・民それぞれの取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図るとともに、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画するなど、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働を更に推進することを目指す。	令和7年度は、プラットフォームの分科会において孤独・孤立に係る各テーマごとの課題等の議論をより一層進めたほか、プラットフォームへの参画団体との水平的な連携によるシンポジウムを開催し、孤独・孤立に悩む方々への支援が的確かつ着実に届くことに資するよう、国民の更なる理解増進等に取り組んだ。	令和8年度は、分科会での議論を通じた連携強化、シンポジウム等を通じた国民の理解醸成等に取り組みることとしており、更なる連携強化、相互啓発活動を行う。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/platform/index.html	内閣府
-----	------------------------	--	---	--	--	---	-----

④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

142	地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進	地域における孤独・孤立対策を推進するため、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴走支援等を実施するとともに、このプラットフォームを活用した孤独・孤立対策の取組への支援を行う。	各地方公共団体において、孤独・孤立対策を推進するに当たり、官民の関係団体が連携するプラットフォームを普及させていくため、令和7年度までに、全ての都道府県において少なくとも1団体(都道府県又は市区町村)は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが整備されていることを目指す。 また、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備に当たっては、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すものであることの周知を図るとともに、多様な主体が参画する好事例のほか、関連する取組をどう組み合わせるかという工夫や、取組を進める上での課題について把握の上、全国に横展開する。	令和8年3月に実施したアンケート調査によると、令和8年4月1日時点で、少なくとも1団体(都道府県又は市区町村)は地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが整備されている都道府県は44都道府県であり、令和8年度中に設置予定の団体も含めると46都道府県となる見込みである。 また、「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」(令和6年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業)の報告書を公表するとともに、同事業に採択された市区町村担当者から地方公共団体担当者へのアドバイスを取りまとめ、公表した。	残り1県及びその管内市区町村をはじめとした団体については、ノウハウ不足などによりプラットフォーム設置の動きが具体化していないと思われるため、モデル調査事業や交付金事業での好事例等を集約して横展開を行うことで設置を促すとともに、設置に向けた能動的な働きかけを行っている。 また、同様の役割を担うものが既にあるという理由によりプラットフォームを設置していない自治体が存在することから、既存の枠組みを孤独・孤立対策の基盤として整備する上での具体的な課題の把握等を行う必要がある。	https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikum/localplatform/index.html	内閣府
-----	---------------------------------	--	---	--	---	---	-----

⑤関連施策の推進

143	就職氷河期世代への支援	就職氷河期世代の方々等に対する就労・処遇改善や社会参加、高齢期を見据えた支援に取り組む。	就職氷河期世代の支援については、骨太方針2019、骨太方針2022に基づき、同世代の中心層の正規雇用者を30万人増やすことを目指して集中的な取組を実施してきた。 この取組には一定の成果がみられたが、今なお無業者など様々な困難を抱える者が存在することを踏まえ、引き続き、一人一人の置かれた状況に寄り添った丁寧な支援を実施していく。	令和元年から令和6年までの間に、正規雇用労働者は11万人増、役員は20万人増となった。 ※我が国においては、役員に登用される者のうち、前職が正規雇用の者が大半を占めることから、同世代の役員が20万人増加したことは、同時に被雇用者から移動したと考えられる。正規雇用者の増加を評価する際には、この点も加味することが適切である。	新たな就職氷河期世代等支援プログラムについては、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」において、毎年度、個別施策の取組状況及びKPIのフォローアップを実施する。このフォローアップの結果等を踏まえ、個別施策の見直しを行い、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議幹事会において、関連施策集及びKPIの改定を行うこととする。これらを通じ、PDCAサイクルを不断に回していくこととしている。	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hvogaki_shien/kankeikakuryokaigi/index.html	内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
-----	-------------	--	---	--	---	---	--